建設荷役車両

VOL.41　No.244　第244号　令和元年 11月1日発行（隔月1回1日発行）
2019-11

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES
URL http://www.sacl.or.jp

とくじけんくん

ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで貴社の経費節約に貢献いたします!!

スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

ホイルローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイル多数サイズ取り揃えております。
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本　　社	名古屋市瑞穂区二野町 4-11	TEL:052-889-5556	FAX:052-889-5558
名古屋営業所	名古屋市瑞穂区二野町 4-11	TEL:052-889-1777	FAX:052-883-2511
東 京 支 店	座間市小松原 2-17-16	TEL:046-256-8206	FAX:046-256-8208
仙台営業所	仙台市宮城野区中野 5-3-8	TEL:022-387-0020	FAX:022-786-0440
大阪営業所	摂津市鳥飼中 3-6-60	TEL:072-650-5650	FAX:072-650-3650

URL http://www.marunaka-rubber.co.jp E-mail:toiawase@marunaka-rubber.co.jp

令和元年度　特自検強調月間リーフレット

特自検

―― 特定自主検査 ――

安心と
心のゆとり
特自検

検査を済ませた機械には、それを証する
検査済標章を貼付しなければなりません。

特定自主検査強調月間

令和元年11月1日▸30日

主唱　公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援　厚生労働省　経済産業省

協賛　中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人　日本建設機械工業会
一般社団法人　日本産業車両協会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

令和元年度

特定自主検査強調月間
実施要綱

スローガン

「安心と 心のゆとり 特自検」

令和元年11月1日 ▸ 11月30日

趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査(※以下 特自検という)の実施台数は、平成30年度には全国で約190万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。

当協会においては、令和元年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

(1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
(2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
(3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
(4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

(1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
(2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
(3)巡回指導による現地指導
(4)研修会・実務研修等の開催
(5)「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

(1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
- ●特自検が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- ●登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

(2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
- ●特自検が計画的に実施されているか確認する。
- ●特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- ●特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

平成30年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車

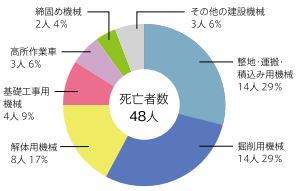

機械の種類別

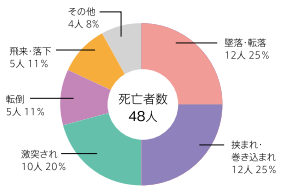

事故の型別

車両系荷役運搬機械
(フォークリフト)

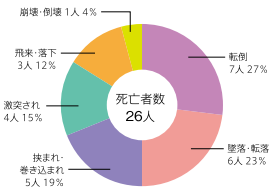

事故の型別

[情報提供:厚生労働省]

第244号　2019/11月号

◆ 巻頭カラーグラビア
　令和元年度　特自検強調月間リーフレットの紹介

◆ 令和元年度　特定自主検査強調月間実施中！

◆ 特定自主検査　業務点検表の解説

◆ 車両系荷役運搬機械 / 車両建設機械等の労働災害による死亡災害の推移と平成30年における発生状況

◆ 平成30年度　考案賞受賞企業を訪ねて

建設荷役車両

2019-11　VOL.41 No.244

INDEX

■ 巻頭言

熱意をもって労働災害ゼロへ …… 鎌田　豊　6

■ 広報

令和元年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中！ …… 7

特定自主検査 業務点検表［検査業者用］の解説 …… 8

特定自主検査 業務点検表［事業内用］の解説 …… 20

車両系荷役運搬機械の労働災害による
死亡災害の推移と平成30年における発生状況 …… 28

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例 …… 30

車両系建設機械等の労働災害による
死亡災害の推移と平成30年における発生状況 …… 33

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例 …… 35

■ 技術解説

タイヤローラ ZC220P-6の紹介 …… 鈴木　正和　40

■ イラスト災害事例 …… 47

■ そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」

連載を振り返って …… 中辻めぐみ　51

■ 随想

南アフリカ共和国について …… 細川　博史　54

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント…… 56
新潟県支部 ロジスネクストユニキャリア株式会社 東北支社 新潟支店

■ コーヒーブレイク

第118話　猛暑にはコレとコレだ！ …… 寺岡　晟 61

■ 製品紹介

ホイールローダー「WA900-8R」…… 65

■ Topics

平成30年度　考案賞受賞企業を訪ねて …… 66
第１回　金賞受賞「ブレーキドラム脱着治具」 大阪府支部 トヨタＬ＆Ｆ近畿株式会社

■ お知らせ

建荷協の動き…… 68
2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 …… 70
各種研修の受講料…… 78
協会発行図書等のご案内…… 79
受賞のお知らせ…… 83
特定自主検査者資格取得者名簿（令和元年８月１日～令和元年９月30日）… 84
支部一覧…… 87
編集後記…… 88
「建設荷役車両」年間総目次 …… 89

巻頭言

「熱意をもって労働災害ゼロへ」

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
理事　鎌田　豊
コマツカスタマーサポート株式会社 執行役員

当たり前すぎる現実である、仕事を通じて亡くなられた方々は二度と戻っては来られない。経営者だけでなく現場の管理職やリーダーは非常に大きな重責を担っているということを常に胸の内に留めなければならない。

「高尾みころも霊堂」という施設をご存知な方も多いだろう。公益財団法人　産業殉職者霊堂奉賛会が遺族や関係労使・団体の協力を得て、労働災害で命を落とされたおよそ26万人が合祀されている施設である。少し前の話になるが、2019年４月23日、平成天皇、皇后両陛下は昭和天皇陵へ退位を報告する親謁の儀に臨まれた足で当施設を訪問された。新元号を控え日本全体で何か新しいことが始まる。そんな期待感に包まれていた中、私は天皇陛下の当施設関係者へのご質問が今も心に残っている。

「労働災害による死者の減少にはどういう努力が必要なのですか？」

「水と安全はタダで手に入る」と評された日本人の安全に対する意識の希薄さは、建設荷役車両の安全確保に寄与している当協会の働きかけもあり、今日では大きく転換されている。しかし、昭和36年にピークを迎えた死亡者は長期的に減少してはいるが、建設業における死亡者の割合は依然として高く、現場の現実は緊迫感が増しているように思える。

もちろん当社も安全には真摯に取り組んでいる。昨年、建機販売・サービス・レンタル、フォークリフトの国内販売会社を統合しコマツカスタマーサポートとしてスタートを切った。日々暑さや危険と隣り合わせになるサービスメカニックの安全かつ正確な修理作業を行う事のみを目的とした組織を分離独立させ安全意識の向上に努めている。特定自主検査記録表作成を主体とした最新のICTツール導入などハード面だけの業務改善活動に留まらず、各店舗に安全のリーダーを選任・配置し、その日の修理作業に対するアドバイスや後進育成等の業務に従事してもらっている。まだ緒に就いたばかりの活動もあるが、その成果が少しずつ花開こうとしているところだ。あわせて、取り組まなければならない課題が残っているのが人手不足だ。現場作業者の高齢化や若手社員の離職率の高さなどは、働き方改革になぞらえた通り社会、企業文化や労働意識を根底から変えるため、我々はより積極的に行動するべきである。

幸いにも国が立ち上げた労働災害防止５カ年計画や目覚ましいICTツールの進歩など追い風はある。重要なことは、全員が強い自負心で問題に取り組む姿勢であり、いくらツールや法制度が整っても行動が伴わないことには、道具だけでは大きな意味は持たない。稚拙な言葉となるが、社会や企業が熱意をもってその活動に魂をいれることが仲間の安全や健康を守ることに、そして労働災害ゼロに繋がるのだから。

令和元年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間（11/1 ～ 11/30）実施中！
“特自検の適正実施を重点に”

11月１日から１ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

実施にあたり、不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

■ スローガン

安心と 心のゆとり 特自検

登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の皆さん！

●特定自主検査が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説［検査業者用又は事業内用］」（次ページ参照）を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について業務点検を実施してください。

●登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しＰＲをしてください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース･レンタル業者の皆さん！

●特自検が計画的に実施されているか、確認してください。
●特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
●特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会
後援 厚生労働省　経済産業省

協賛
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人　日本建設機械工業会
一般社団法人　日本産業車両協会

ＢＰ－ＹＣ－０３－Ｃ

特定自主検査 業務点検表［検査業者用］の 解説

公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査　業務点検表　［検査業者用］』の解説」は「特定自主検査　業務点検表［検査業者用］」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」したものです。

・・・・ 業務点検表を示します。

・・・・ 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査　業務点検表［検査業者用］」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。検査事務所責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

１．表題部（検査業者名等）

特定自主検査　業務点検表　［検査業者用］

検査業者名	①				点検年月日	⑤　　年　　月　　日
登録番号	②　　第　　号	区分	③本社 ・検査事務所		点検責任者職氏名	⑥
検査事務所名	④				点検者職氏名	⑦

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

２．点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項　目	判定	備考

①　②　③　④　⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「＊」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「－」をそれぞれ記入し、 検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

Ⅰ　組織・管理

区分		No.	項　目	判定	備考
組織・管理	体制	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3	検査事務所に対する内部監査を年１回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4	本社の内部監査を年１回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
		6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
	報告	7	＊ 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に提出している（４月１日～翌３月３１日の状況について、４月３０日迄に報告している。）		
	教育	8	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		

社内・その他	教育内容	判定	建荷協		
				研修・教育	
				＊ 検査業者検査員資格取得研修	
				＊ 能力向上教育	
				実務研修	
				安全教育	
				特定自主検査セミナー	

No.	解　説	点検のポイント	備考
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、検査業務に関する人員体制が判る様、組織図、人員配置図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が１つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。 また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、人員配置図等の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありませんか。 ・過去の異動経過（３年分）も保存してありますか。	
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的に実施し、その結果（監査結果および是正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。 また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標章受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年４月１日から本年３月３１日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いないか定期的に（半期、４半期に１度等）確認していますか。	
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、人員配置図等の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。　**＊法　第100条、登録省令　第19条の21**	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存してい	
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね５年）参加できるように管理します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	
	社内・その他：　建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。		
	建荷協：　建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。		

Ⅱ　掲示

区分	No.	項　目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	＊ 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解　説	点検のポイント	備考
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 **＊登録省令 第19条の17**	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていますか。	
12	依頼者に登録検査業者であることが判るように銘板、看板等に登録番号を記載し事務所の入口に掲示します。 （検査業者銘板は建荷協会員が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板、看板等が掲示されていませんか。	
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	

Ⅲ　検査員

区分	No.	項　目			判定	備考
検査員	14	検査員名簿を備えている				
	15	＊　機械等の種類ごとに有資格者が２人以上いる	登録の有無	人数	判定	
		フォークリフト	有 ・ 無			
		不整地運搬車	有 ・ 無			
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有 ・ 無			
		車両系建設機械（基礎工事用）	有 ・ 無			
		車両系建設機械（締固め用）	有 ・ 無			
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有 ・ 無			
		高所作業車	有 ・ 無			
	16	検査員の過去３年間の異動、退職等の経過を記録している				
	17	過去３年間の検査員の資格証の写しをファイルしている				
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している				

No.	解　説	点検のポイント	備考
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去３年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに２人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定自主検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 **＊登録省令　第19条の15**	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。**（欠員中の検査業務の実施は厳禁）**	
	登録の有無：当該検査事務所で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。		
	人数：当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「－」を記入します。		
	判定：当該検査事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないか。		
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定自主検査記録表（および特定自主検査台帳）の保存期間３年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去３年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ﾍﾙﾒｯﾄに貼付等）	

Ⅳ　業務規程

区分	No.		項　目	判定	備考
業務規程	19		業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20	＊	業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21		・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22	＊	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23	＊	・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24	＊	・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25	＊	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26	＊	・休日、営業時間、検査場所		
	27	＊	・出張検査の要領		
	28		・検査済標章の発行及び管理		
	29		・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行		
	30	＊	業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に報告している		

No.	解　説	点検のポイント	備考
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。 ・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。 ・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	
20～29	業務規程と実際の業務に相違があってはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。 **＊登録省令　第19条の15第3号**	・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 **＊登録省令　第19条の19**	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	

Ⅴ　検査機器

区分	No.		項　目	判定	備考
検査機器	31		検査機器台帳を備えている		
	32	＊	検査機器は１台以上保有し、検査員の人数に対して適正である		
	33		検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある		

		台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
①圧力計（ｺﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝｹﾞｰｼﾞ）	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ用				⑤油圧計			
	ｶﾞｿﾘﾝ用				⑥電圧計			
②回転計					⑦電流計			
③シックネスゲージ					⑧探傷器（又はｶﾗｰﾁｪｯｸ等）			
④ノズルテスター					⑨磨耗ゲージ			

No.	解　説	点検のポイント	備考
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	
32	検査機器は最低１組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 **＊登録省令　第19条の15第2号**	・検査機器の保有が２組なのに３名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	
	台数　：それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定　：業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を（　）内に記入します。		
	整備状況：正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を（　）内に記入します。		

Ⅵ 検査済標章

区分	No.	項　目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解　説	点検のポイント	備考
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 ・標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。	
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	・決まった様式の標章受払簿を使用していますか。	
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	・標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。	
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	・受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。 ・統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管してますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連43, 52）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。	

Ⅶ 帳簿等(1)

区分		No.	項　目	判定	備考
帳簿等	標章受払簿	40	標章の受払は適正に記載されている		
		41	受入数、払出数、残数に差異がない		
		42	標章は受払都度、又は、月（週）毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
		43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
		44	＊ ３年間保存している		

No.	解　説	点検のポイント	備考
40	標章受払簿には標章（特定自主検査検査済標章）の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先（建荷協、本社、検査事務所等）等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 ・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。 ・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出しした標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払い後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 ・標章の受入先（建荷協支部、本社、検査事務所等）が備考欄に記入してありますか。 ・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 ・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。	
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。	
43	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連52）と年末の余剰標章の廃棄（関連39）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
44	標章受払簿は３年間保存する必要があります。 **＊登録省令　第19条の20**	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	

区分		No.	項　目	判定	備考
帳簿等	特定自主検査台帳・検査料収納簿	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
		46	記載事項に漏れがない		
		47	標章払出後、長期間未記載（仕掛り）のものがない		
		48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
		49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
		50	検査料金は業務規程どおりである		
		51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
		52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
		53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
		54	＊ ３年間保存している		

No.	解　説	点検のポイント	備考
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入（空欄なし）します。	・定期的に空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出しした場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入(長期仕掛り)のものはありませんか。（例　１０日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。）	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。(検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適当です) ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	
51	検査対象機械の種類、性能、検査方法等から判断し、１日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し標章の再発行申込があった場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連39,43）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
53	標章発行前に検査業者内で紛失した場合、顛末書を作成し保存します。標章発行後、依頼主が標章を機械に貼付する前に紛失し再発行申込があった場合はその申込書を保管しておきます。 これらの状況は台帳、受払簿の摘要欄に記入しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・検査業者内で紛失した検査標章の場合は顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は３年間保存する必要があります。 **＊登録省令第19条の20**		

Ⅷ 帳簿等(2)

区分		No.		項　目	判定	備考
帳簿等	特定自主検査検査記録表(証明書)	55		特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
		56		記載事項に漏れはない		
		57	＊	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
		58	＊	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
		59	＊	特定自主検査実施年月日		
		60	＊	特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
		61		検査事務所責任者名が自署している		
		62	＊	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
		63		該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている		
		64		適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		65	＊	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
		66		未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
		67		検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		68		定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
		69	＊	３年間保存している		
	日報	70		作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している		
		71		３年間保存している		

記録表の記入方法について

協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領を解説する「抜粋版」は協会ＨＰより無料でダウンロードいただけます。）

No.	解　説	点検のポイント	備考
55	特定自主検査記録表（証明書）は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は２枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧で判り易すく記入されていますか。	
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことです。検査員が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査員(有資格者)２名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか２名の自筆署名を併記します。 業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。 ・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者（本社統括責任者、検査事務所統括責任者等）の氏名のことです。責任者は特定自主検査記録表（証明書）の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名します。名前の訂正をしてはいけません。 業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になってませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解　説	点検のポイント	備考
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」（TC-ZC-02）を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	「検査業者が特自検を行っときに事業者に勧告した事項等」を記載することが定められており、次の内容が含まれます。 1)検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項。 2)検査の結果、良と判定されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項。 **＊登録省令第19条の20第6号、通達S53.2.10基発第79号** また、不具合箇所がない場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促します。 「補修等の措置内容欄」には検査の結果、異常が認められ補修を行った内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	
66	標章は事業者（依頼者）が貼付します。標章の貼付は事業者の義務です。検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えてありますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えてありますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。		
69	特定自主検査記録表は３年間保存する必要があります。 **＊登録省令　第19条の20**	・記録表は３年間確実に保存されていますか。	
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。 また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は３年間保存する。		

３．関係法令

【労働安全衛生法】

（報　告　等）
第100条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
２　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
３　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（書類の保存等）
第103条　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類（次項及び第３項の帳簿を除く。）を、保存しなければならない。
２　登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
３　（省　略）

（罰　　則）
第118条　（省略）、第54条の6第２項、（省略）の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、１年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
一　第20条、第33条第１項若しくは第２項、第42条の規程に違反した者（関係条項以外は省略）
二、三及び四　（省略）

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。
一　第33条第３項、第45条第１項若しくは第２項、第103条第１項の規定に違反した者（関係条項以外は省略）
二、三、四、五及び六　（省略）

第121条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
一、二及び三　（省略）
四　第100条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
五　第103条第２項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

（両罰規定）
第122条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

（定期自主検査の記録）
第151条の23　事業者は、前２条の自主検査（フォークリフト関係の定期自主検査）を行なったときは、次の事項を記録し、これを３年間保存しなければならない。
一　検査年月日
二　検査方法
三　検査箇所
四　検査の結果
五　検査を実施した者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55（不整地運搬車関係）、**第169条**（車両系建設機械関係）、**第194条の25**　（高所作業車関係）

【登録省令】

（検査業者の登録事項）
第19条の13　法第54条の３第１項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　法人にあっては、その代表者の氏名
三　検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

（登録の基準）
第19条の15　法第54条の３第４項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法第54条の４の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
二　検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
三　次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
　イ　特定自主検査を行うことができる機械等の種類
　ロ　検査料の額及びその収納の方法に関する事項
　ハ　特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
　ニ　特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
　ホ　その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
四　特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

（登録事項の変更）
第19条の17　検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき（法第54条の５第１項の承継により変更が生じたときを除く。）は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式７号の４）に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。
２　検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式７号の４）に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。
３　検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき（法第54条の５第１項の承継により変更が生じたときを除く。）は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

（業務規程の変更の報告）
第19条の19　検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

（帳　　簿）
第19条の20　検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から３年間保存しなければならない。
一　特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
二　特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
三　特定自主検査を行った年月日
四　特定自主検査を実施した者の氏名
五　特定自主検査の結果
六　その他特定自主検査に関し必要な事項

（定期報告）
第19条の21　検査業者は、４月１日から翌年の３月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の４月30日までに、特定自主検査実施状況報告書（様式第７号の６）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

４．その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第１９条の２０に保存する項目、および期間（３年間）が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第１２１条に定められています。
これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間３年以上（原則は記載した日から３年間であるが、当該年度を除いた過去３年度分）保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

５．協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説　　明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 BC-ZC-01	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に関係する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法　第４５条第３項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとにまとめたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[検査業者用] BC-ZC-07	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付が義務つけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項が一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 SS-LC-03ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　SS-CP-01ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車 SS-GE-03油圧ｼｮﾍﾞﾙ　SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04ﾄﾗｸﾀ･ｼｮﾍﾞﾙ SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ﾌﾞﾙ･ﾄﾞｰｻﾞｰ SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとにまとめたものです。

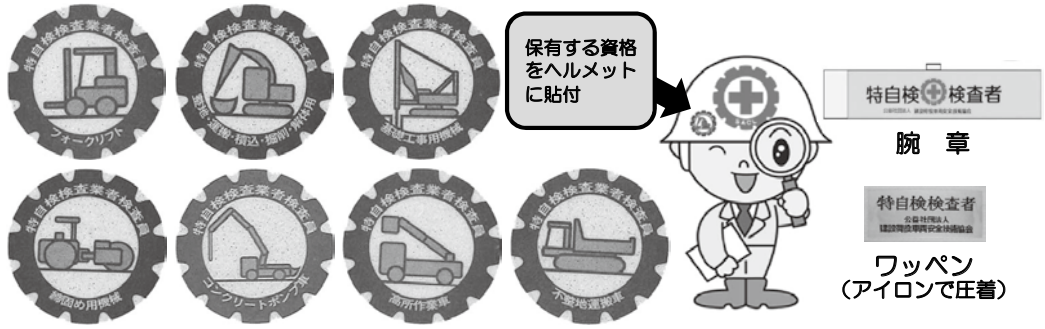

検査業者検査員シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

©2019　公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会　URL:http://www.sacl.or.jp　平成31年4月改訂

ＢＰ－ＹＣ－０５－Ｂ

特定自主検査　業務点検表　［事業内用］　の 解説

公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査　業務点検表　［事業内用］』の解説」は「特定自主検査　業務点検表［事業内用］」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」を解説したものです。

［　　］・・・・ 業務点検表を示します。

［　　］・・・・ 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査　業務点検表［事業内用］」による適切な業務点検を定期に、実施下さる様、お願いいたします。事業所の責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

１．表題部（事業所名等）

特定自主検査業務点検表　［事業内用］

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	②　　年　　月　　日	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

２．点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項　目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

①	区分	点検内容の区分を示す。
②	No.	点検項目の番号を示す。
③	項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「＊」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④	判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「－」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤	備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

Ⅰ　組織・管理

区分		No.	項　目	判定	備考
組織・管理	体制	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
		2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
		3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	教育	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している		

	教育内容	判定			
社内・その他			建荷協	研修・教育	
				＊ 検査者資格取得研修	
				＊ 能力向上教育	
				実務研修	
				安全教育	
				特定自主検査セミナー	

機械の管理	5	検査対象機械一覧表を整備してある。（検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの）		
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	＊ 検査対象機械は、１年に１回（不整地運搬車は２年に１回）、定期に、漏れなく検査を行っている		

No.	解　説	点検のポイント	備考
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します（事業場が複数の場合は事業場ごとに選任）。また、そのことが判る様、組織図、人員配置図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、人員配置図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に機械管理責任者を選任し必要に応じて補助者選任していますか。	
3	機械管理責任者が必要に応じて標章管理者を定め、標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章の管理、受払い業務等を実施させます。	・標章管理者を選任し、標章の受払等の業務を本人に実施させていますか。 ・複数事業所がある場合は、事業所ごとに標章管理者を選任していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね５年ごと）参加できるように管理します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。	
	社内・その他：　建荷協の研修以外で管理している教育（社内研修、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 **建　荷　協**：　建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。		
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。 ・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。		
8	特定自主検査対象機械は、１年以内ごとに１回（不整地運搬車は２年に１回）、定期に、漏れなく検査を行わなければなりません。 **＊安衛則　第151条の24, 56、第169条の2、第194条の26**	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

Ⅱ　検査者

区分	No.	項　目		判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。（検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの）			
	10	＊ 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定	
	11	フォークリフト			
	12	不整地運搬車			
	13	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）			
	14	車両系建設機械（基礎工事用）			
	15	車両系建設機械（締固め用）			
	16	車両系建設機械（コンクリート打設用）			
	17	高所作業車			
	18	検査者の過去３年間の異動、退職等の経過を記録している			
	19	過去３年間の検査者の資格証の写しをファイルしている			
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識（ワッペン、腕章等）を装着している			

No.	解　説	点検のポイント	備考
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	・検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 ・複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。	
10～17	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低１人必要です。欠員で有資格者が一人もいない場合は、該当する機械の種類の特定自主検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定自主検査を依頼しなければなりません。	・複数事業所がある場合は、検査対象機械や台数に応じた検査資格者の人員配置にしていますか。。	
	人数： 当該事務所内で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「－」を記入します。		
	判定： 当該事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定自主検査記録の保存期間が３年となっていることから、過去３年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去３年間分の検査者名簿を保存しておきます。	・検査者名簿を３年間保存していますか。	
19	特定自主検査記録の保存期間が３年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	・資格者の修了証の写しを３年間保存していますか。	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を用意し検査者に装着を指示していますか。 ・検査者が標識を装着していることを確認していますか。	

Ⅲ　検査機器

区分	No.	項　目	判定	備考
検査機器	21	検査機器台帳を備えている		
	22 23	検査機器は１台以上保有し、検査者の人数に対して適正である 検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある		

		台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
①圧力計（ｺﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝｹﾞｰｼﾞ）	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ用				⑤油圧計			
	ｶﾞｿﾘﾝ用				⑥電圧計			
②回転計					⑦電流計			
③シックネスゲージ					⑧探傷器（又はｶﾗｰﾁｪｯｸ等）			
④ノズルテスター					⑨磨耗ゲージ			

No.	解　説	点検のポイント	備考
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器と相違はありませんか。	
22	検査機器は最低１組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・検査機器の保有が２組なのに３名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
	台数　：　それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定　：　保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を（　）内に記入します。 整備状況：　正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について　事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制（検査機器を随時借用・使用できる体制）を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ　検査済標章

区分	No.	項　目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解　説	点検のポイント	備考
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章管理者以外の者が取扱えないよう、標章管理者自身が標章の管理、受払等の業務を直接行います。	・機械管理責任者は標章管理者本人が標章の受払等の業務を実施しているか定期的に確認していますか。	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	・標章の受入先（建荷協支部、本社、事務所等）が備考欄に記入してありますか。	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	・標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。	
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	・受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。 ・機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
28	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管してますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	

29	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連33,39）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。	

Ⅴ　帳簿等（1）

区分		№.	項　目	判定	備考
帳簿等	標章受払簿	30	標章の受払は適正に記載されている		
		31	受入数、払出数、残数に差異がない		
		32	都度または月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
		33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
		34	３年間保存している		
	標章貼付簿	35	標章番号順等系統的に記載されている		
		36	記載事項に漏れがない		
		37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
		38	標章番号に欠番はない		
		39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
		40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
		41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
		42	３年間保存している		

№.	解　説	点検のポイント	備考
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出しした標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	
33	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連39）と年末の余剰標章の廃棄（関連29）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
34	標章受払簿は３年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（－）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出しした標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛りとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し再発行する場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連29,33）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、１日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は３年間保存することが望ましい。		

Ⅵ 帳簿等(2)

区分		No.		項　目	判定	備考
帳簿等	特自検記録表（証明書）	43		特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
		44	＊	記載事項に漏れはない		
		45		メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
		46	＊	特定自主検査実施年月日		
		47	＊	特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
		48		機械責任者名が自署している		
		49	＊	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解　説	点検のポイント	備考
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は３年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧で判り易すく記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者(有資格者)の氏名のことです。検査者が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査者(有資格者)２名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか２名の自筆署名を併記します。 社内規程で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。 責任者が記入内容を確認後、署名します。 社内規定で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 **＊安衛則　第151条の23,55、第169条、第194条の25**	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

記録表の記入方法について

詳細は協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領の解説部分を抜粋した「特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）」は協会ＨＰより無料でダウンロードいただけます。）

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて３年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）３年間（原則は記載した日から３年間であるが、当該年度を除いた過去３年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	特定自主検査記録表（証明書）	50	該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている		
		51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		52	＊ 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している		
		53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている		
		54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
		56	＊ ３年間保存している		
	注意　この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい				
	検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（３年間）保存している		
		58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している		

No.	解　説	点検のポイント	備考
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
52	・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請を記述します。なお、この場合事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、検査の結果、良と判断されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項についても「事業者への要請等欄」にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、すみやかに補修措置を講じていますか。 ・機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。	
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようにしていますか。	
54	紛失、汚損等により特定自主検査記録表、標章を検査業者へ再発行を依頼した場合は再発行申請書を保管しておきます。	・再発行申請書は特定自主検査記録表と一緒に綴っていますか。	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えてありますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えてありますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。	
56 57	特定自主検査記録表は３年間保存する必要があります。 事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	・記録表は３年間確実に保存されていますか。	
58	検査業者による検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請が記述されます。修理要請があった場合は事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄を確認していますか。 ・補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。 （関連52,53）	

３．協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説　　明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に関係する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法　第４５条第３項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[事業内用] BC-ZC-04	検査台帳は特定自主検査済標章の受払を明確に記録しておくための標章受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標章貼付簿からなります。
検査整備基準値表 SS-LC-03ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　SS-CP-01ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車 SS-GE-03油圧ｼｮﾍﾞﾙ　SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04ﾄﾗｸﾀ･ｼｮﾍﾞﾙ SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ﾌﾞﾙ･ﾄﾞｰｻﾞｰ SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとに纏めたものです。

事業内検査者シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2019 公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会　URL:http://www.sacl.or.jp　平成31年4月改訂

［災害統計］

車両系荷役運搬機械[1]の労働災害による死亡災害の推移と平成30年における発生状況

平成16年からの車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移がグラフ1の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

平成30年の死亡者数は27名であり、平成16年の54名と比べと、27名の減と半減している。これはフォークリフト発生件数の減によるものであることが分かり、不整地運搬車は毎年数件発生している。

平成30年に発生した車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数は、前年の33名に比べ６名減（18.2％減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表１・グラフ２のとおりである。

機械の種類別では、フォークリフトに起因するものが26名（96.3％）とほとんどで、不整地運搬車によるものは１名（3.7％）のみである。

業種別でみると、製造業が12名（フォークリフト11名、不整地運搬車１名）と圧倒的に多く、製造業だけで全体の44.4％を占めている。次いで運輸交通業 / 貨物取扱業の６名、商業４名となっている。

次に、機械の種類別・事故の型に分類したものが表２・グラフ３である。

最も多いのは「転倒」によるもので７名（25.9％）、次いで「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」によるものがそれぞれ６名（22.2％）と続いており、この３項目は毎年のように上位を占めている。

また、災害の発生概要をみると「フォークリフトのパレット上作業」や「フォークリフトでの揚重運搬作業中」といったフォークリフトを高所作業や揚重作業に使用した用途外使用によるものが、見受けられる。

不整地運搬車については、整備中の「はさまれ・巻き込まれ」災害が１件発生している。

［資料提供：厚生労働省］

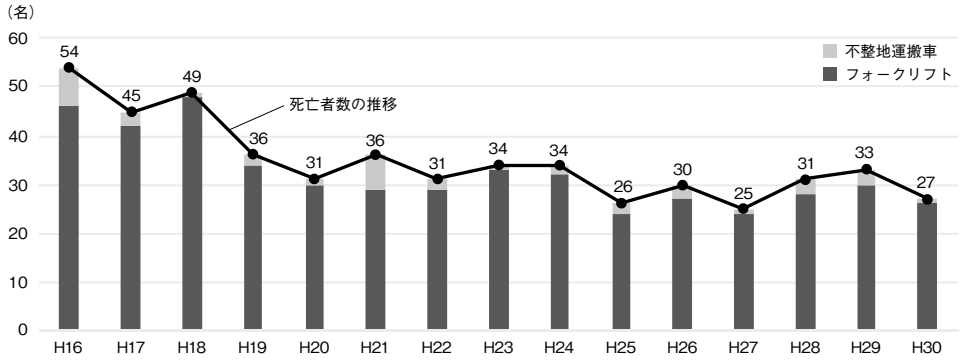

グラフ１
車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移

註 １）車両系荷役運搬機械のうち特定自主検査対象機械

表１　車両系荷役運搬機械の種類別・業種別死亡災害発生状況（平成30年）

（単位：人）

業種／機械の種類	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業/貨物取扱業			農林業/畜産・水産業	商業	その他の事業	計
				道路貨物運送業	陸上貨物取扱業	港湾荷役運送業				
フォークリフト	11	0	2	4	2	0	0	4	3	26
不整地運搬車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	12	0	2	4	2	0	0	4	3	27

表２　車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（平成30年）

（単位：人）

事故の型／機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻込まれ	その他	計
フォークリフト	6	7	0	3	1	4	5	0	26
不整地運搬車	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	6	7	0	3	1	4	6	0	27

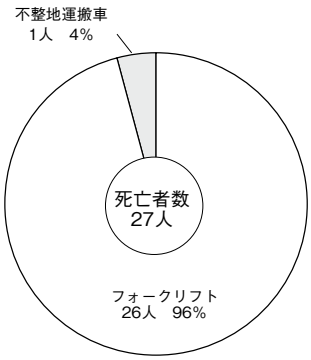

グラフ２　機械の種類別

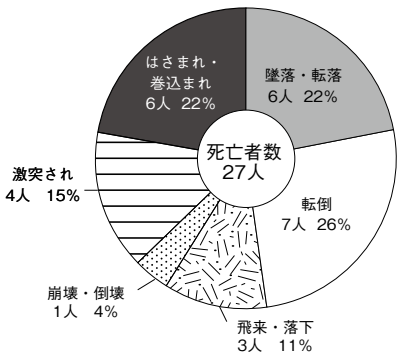

グラフ３　事故の型別

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例

（平成30年発生分）

■フォークリフト

01.墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
1	11	10～11	陸上貨物取扱業	当該事業場内倉庫において、高さ約3.8mの**フォークリフト**のパレット上に乗って、商品をピッキングしていたところ、誤って墜落し、頭部を強打した。
2	10	14～15	機械器具製造業	被災者が倉庫内の荷を移動させるため、**ピッキングリフト**（運転者が荷台に乗り昇降して荷役作業できるフォークリフト）に乗り、高さ2.43m上のパレット又は運転席（どちらで作業していたかは不明）で荷役作業をしていたところ何らかの理由で墜落した。なお、ピッキングリフトの運転席には手すりが設けられ、ヘルメット及び安全帯が置かれていたが、被災者は安全帯及びヘルメットを着用していなかった。
3	8	16～17	道路貨物運送業	倉庫１階天井の蛍光灯を交換するため、パレット上に被災者を乗せ高さ約５mの位置まで**フォークリフト**で上昇させた。被災者は蛍光灯の交換後、周辺の蜘蛛の巣を取り除く為、フォークリフト運転者が濡れ雑巾を持ってくるまでの間、上昇したパレット上で待機していたところ墜落した。
4	2	８～９	機械器具製造業	被災者が、**フォークにバケットを装着したフォークリフト**（最大荷重1,250kg）を使用し、事業場に隣接する農道で除雪作業を行っていたところ、路肩より、約４m下にある用水路に、フォークリフトごと転落し、フォークリフトの下敷きとなった。
5	2	８～９	陸上貨物取扱業	被災者が**フォークリフト**のカウンターウエイトの上に設置されたワイヤロープの位置を直そうと、カウンターウエイトの上に登っていたところ、ふらついて後ろ向きに倒れ地上まで落下した。所属事業場は、荷役作業に使用する道具の運搬業務のみを委託されたものである。
6	1	18～19	その他の商業	被災者が、倉庫のラック３段目（高さ約2.3m程度）の荷物を取るため、**ピッキングリフト**を昇降させ、ピッキングリフト運転席からラック上の荷物を取ろうとしたところ、バランスを崩し墜落した。被災者は、保護帽を着用していたが、安全帯は着用していなかった。

02.転倒

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
7	9	16～17	清掃・と畜業	運転中の**フォークリフト**が転倒し、頭がい骨骨折を受傷（頭部より出血、詳細不詳）した被災者を事業主の家族が発見した。
8	7	12～13	清掃・と畜業	廃棄物収集運搬を行う事業場の有価物置場敷地内において、有価物（ラジオ等小型家電）を詰め込んだフレキシブルコンテナバック（重量123kg）の紐を**フォークリフト**の爪で引っかけて、吊り下げた状態でバック走行により運搬作業中、敷地と公道の出入口部分に傾斜した箇所があり、当該傾斜箇所にフォークリフトがバックで進入したことによりバランスが崩れて公道側に横転し、被災者の頭部が道路とヘッドガードに挟まれた。
9	6	０～１	輸送用機械等製造業	製造作業終了後、被災者は**フォークリフト**を用いて廃材を入れたスクラップ缶を屋外の所定の置き場に運んだ後、置き場より北側の幅6.2mの構内道路で、フォークリフトを旋回させている時、右後輪が側溝（幅20cm、深さ19cm）に脱輪し、フォークリフトが転倒。その際、ヘッドガードのフレーム部分の下敷きとなった。なお、被災者は別会社からの出向者。
10	4	４～５	化学工業	**フォークリフト**でプラスチック原料を運搬後、空荷でフォークリフトのマストを高く上げた状態で走行移動中、減速せずに急ハンドルを行った為、フォークリフトが転倒した。
11	3	16～17	建築工事業	事業場敷地内の足場用資材置場において、空荷で**フォークリフト**を走行させていたところ、フォークリフトが横転し、運転していた被災者がフォークリフトの下敷きになった。

02.転倒

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
12	2	8 ～ 9	土石製品製造業	事業場敷地内において、生コンクリート製造工程で排出された砂利を廃棄するため、同砂利の入ったバケットを、**フォークリフト**のフォークに巻き付けたフック付きワイヤーロープで吊り上げ、フォークリフトのフォークをほぼ最大限まで引き上げた状態で走行していたところ、フォークリフトが横転し、運転席から投げ出された被災者頭部にヘッドガード支柱が激突した。
13	1	12～13	輸送用機械等製造業	廃棄する船舶用のアンカーチェーン（約1.6t）を**フォークリフト**で保管場所まで運搬中、フォークリフトが横転し、被災者の頭部が地面とフォークリフトのフレームに挟まれた。

04.飛来、落下

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
14	11	14～15	印刷・製本業	納品先にて、トラックの荷台から荷（ロール状フィルム（50kg×20ロール＝１t）を積んだパレット）を納品先労働者が運転する**リーチフォークリフト**（最大荷重1.35t）で下ろす際、荷台奥の荷にフォークが届かないため、ワイヤロープをパレットとフォークリフトのバックレストに掛け、フォークリフトを後退させ引いていたところ、荷台から荷が落ちそうになり、被災者が止めようとしたが支えきれず荷の下敷きになった。
15	9	10～11	その他の商業	被災労働者が、荷主の敷地内で、**フォークリフト**を運転する荷主の労働者と共に、フォークリフトを使用して貨物自動車の荷台に建築用鉄骨を積む作業を行っていた際に、荷台に載せようとした鉄骨と共に荷台から墜落し、落下した当該鉄骨の下敷きになり、頭蓋骨を骨折した。
16	6	22～23	建築工事業	鉄骨部材（躯体梁となるH形鋼）を搬入したトラック荷台より**フォークリフト**で降ろす作業中、鉄骨部材が荷台から落下し、この付近にいた被災者が当該鉄骨部材（約680kg）の下敷きとなった。当時、鉄骨部材は全22本搬入されており、うち21本は降ろし終え、残された１本が落下したものであった。

05.崩壊・倒壊

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
17	7	12 ～ 13	道路貨物運送業	被災者が**フォークリフト**を運転して、トラック荷台からロールボックスパレットを下ろそうとした際、隣に置かれていた別のロールボックスパレットが当該ロールボックスパレットに引っかかっていたためトラックの荷台から落ちそうになり、被災者がフォークリフトから降りてロールボックスパレットをトラック内へ押し戻そうとしたがかなわず、ロールボックスパレット上部の角が側頭部に当たった。

06.激突され

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
18	12	14～15	卸売業	**フォークリフト**を用いて農業機械の運搬作業に従事していた労働者が、横倒しになった当該フォークリフトのフォークに頭部を激突された。
19	11	14～15	輸送用機械等製造業	構内（屋外）を徒歩で移動中に、後方から来た**フォークリフト**の左前輪に轢かれた。
20	2	18～19	清掃・と畜業	工場敷地内のリサイクル家電品の積置用ヤードにおいて、荷降ろされた家電品を分別及び搬送するため用いていた**フォークリフト**を運転者が後退させた際、終業後同敷地に隣接する駐車場へ向かって歩いていた被災者が当該フォークリフト左後輪に接触し左半身を負傷した。
21	2	8 ～ 9	鉄鋼業	酸洗いした鋼線コイルを次工程である伸線工程の作業場に運搬するため、線材製造二課の班長が**フォークリフト**を運転して酸洗いの作業場でコイルを積載し、伸線工程の作業場に運搬作業中、工場内の詰所（設備の運転管理室を兼ねる）付近を走行したときに被災者の悲鳴が聞こえ、班長がフォークリフトを降りて確認したところ、被災者が骨盤付近から出血して倒れていた。

07.はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
22	11	6～7	道路貨物運送業	荷主の営業所が営業を開始する直前に、同営業所前の路上で、トラック（積載荷重11.6t）の荷台に積まれた**フォークリフト**を降ろすため、被災者が同僚と荷台後方の荷降ろし用スロープをセットしていたところ、荷台に縦列に積まれていたフォークリフト３台のうち､最も後方にあったフォークリフト（最大積載荷重3.5t）１台が逸走し、荷台後方のスロープ上で、フォークリフトに腰から下を挟まれた。
23	10	16～17	その他の商業	**フォークリフト**が左折した際、フォークリフト背後にいた被災者が、当該フォークリフト右側後部と積み上げられた鉄製パレットの間に挟まれた。
24	5	14～15	その他の製造業	**バッテリー式フォークリフト**のマスト部の修理作業中、身体がティルトレバーに触れ、後傾したマストとヘッドガードの間に頭部をはさまた。
25	4	0～1	パルプ・紙・紙加工品製造業	使用済みの原紙紙管を片付けるため所定の紙管置き場へ歩いて移動していた被災者が、原紙置き場を通りかかったところ、既に置かれていた別の原紙ロールの横に原紙ロールを置こうと前進した**クランプリフト**（アタッチメントに回転クランプを使用したフォークリフト）で運搬していた原紙ロールと置かれていた原紙ロールとの間に挟まれた。
26	4	8～9	道路貨物運送業	被災者は集荷先の構内において、コンテナ（幅1.7m、奥行き1.1m、高さ１m）入り馬鈴薯の積み込み準備作業のため徒歩で移動していたところ、荷主従業員が運転する前進してきた**フォークリフト**の荷（コンテナ２個をロングフォークで水平に保持）に接触、転倒し、轢かれた。

■不整地運搬車

07.はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
1	6	8～9	その他の製造業	被災者は、事業場敷地内、整備工場において、**不整地運搬車**（最大積載荷重3.8t）の整備を行っていた。不整地運搬車の荷台を上昇させ、荷台下から運転席のアワーメーターの修理作業をしていたところ荷台が下降し、荷台と車体にはさまれた。不整地運搬車の整備は、被災者のみで行っており、目撃者はおらず、荷台と車体にはさまれた状態で同僚に発見された。

［災害統計］

車両系建設機械等の労働災害による死亡災害の推移と平成30年における発生状況

平成16年からの車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移がグラフ１の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

平成30年の死亡者数は48名であり、平成16年の98名と比べと、50名の減と約半減している。機械の種類別にみると、近年掘削用機械と締固め用機械の減少が顕著である。逆に解体用機械は、まだ件数は少ないものの増加傾向にある。また整地・運搬・積込み機械は減少率が少ない。

平成30年に発生した車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数は、前年の52名より４名減（7.7%減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表１・グラフ２のとおりである。

機械の種類別では、「整地・運搬・積込み用機械」と「掘削用機械」に起因するものが、それぞれ14名（29.2%）と圧倒的に多く、次いで,「解体用機械」が８名（16.7%）と続いた。

業種別にみると、建設業の37名（土木工事業25名、建築工事業10名、その他の建設業２名）が全体の約77％を占めており、これは例年同様の傾向である。

次に、機械の種類別・事故の型別に分類したものが表２・グラフ３である。

事故の型では、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」が12名（25.0%）、次いで「激突され」の10名（20.8％）、の順となっている。この上位３項目で全体の約71％を占めており、これも例年同様であった。

また、災害の発生概要をみると、ドラグ・ショベルでの揚重作業中によるものが散見され、これはクレーン機能付きの機械でも２件発生している。

［資料提供：厚生労働省］

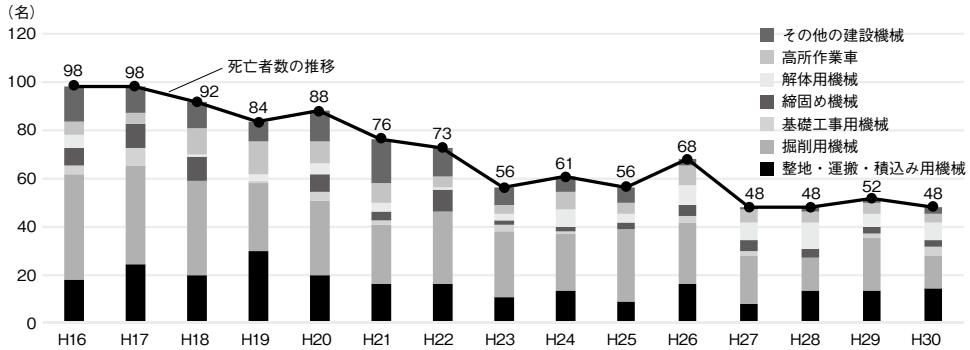

グラフ１
車両系建設機械等の労働災害による死亡者数の推移

表１　車両系建設機械等の種類別・業種別死亡災害発生状況（平成30年）

（単位：人）

業種／機械の種類	製造業	鉱業	建設業			運輸交通業/貨物取扱業	農林業/畜産業・水産業	商業	その他の事業	計
			土木工事業	建築工事業	その他の建設業					
整地・運搬・積込み用機械	0	0	9	0	0	0	0	1	4	14
掘削用機械	0	0	9	3	0	1	0	0	1	14
基礎工事用機械	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
締固め機械	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
解体用機械	0	0	1	1	2	0	2	0	2	8
高所作業車	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
その他の建設用機械	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
合計	0	0	25	10	2	1	2	1	7	48

表２　車両系建設機械等の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（平成30年）

（単位：人）

事故の型／機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻込まれ	その他	計
整地・運搬・積込み用機械	5	2	0	0	0	3	2	2	14
掘削用機械	4	1	0	0	0	3	6	0	14
基礎工事用機械	0	0	0	4	0	0	0	0	4
締固め機械	1	0	0	0	0	0	1	0	2
解体用機械	0	2	0	1	0	3	1	1	8
高所作業車	1	0	0	0	0	0	1	1	3
その他の建設機械	1	0	0	0	0	1	1	0	3
合計	12	5	0	5	0	10	12	4	48

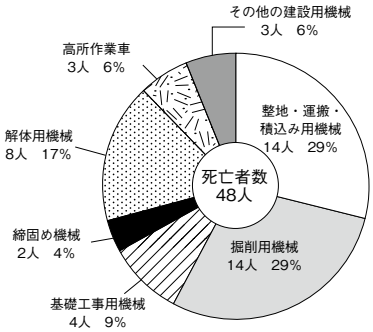

グラフ２　機械の種類別

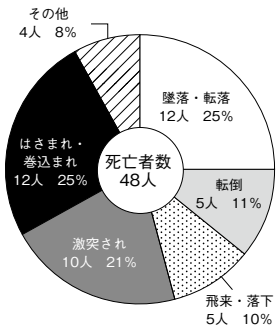

グラフ３　事故の型別

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例

（平成30年発生分）

■車両系建設機械

01.墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
1	10	16～17	土木工事業	道路維持修繕業務の一環として、台風の影響により道路上に飛散した枝葉等を（ホイール式）**トラクターショベル**を用いて除去していたところ、ガードレールが設置されていない路肩から崖下にトラクターショベルごと転落した。
2	9	6 ～ 7	土木工事業	災害発生事業場は土木工事を請け負う事業場。被災者は事業場敷地内でダンプカーの荷台に**ドラグショベル**（機体重量2.57t）を積み込もうとしていた。ドラグショベルを自走して乗せるために・荷台へ前進・ブームを左旋回・その後急にブームを右旋回した。そのため、ドラグショベルがバランスを崩して横転し、被災者は地面とドラグショベルのヘッドガードとの間に上半身を挟まれた。
3	6	14～15	土木工事業	スキー場デリジャンス管理用重機道修繕工事において、被災者が**ブルドーザー**を運転し、スキー場下山コースを下山しようとしたところ、コースを逸脱し、コース外へブルドーザーと共に約50m転落した。
4	2	10～11	清掃・と畜業	被災者は朝から**トラクターショベル**を運転し、事業場の敷地の排雪を行っていたが、燃料が少なくなってきたことから、事業場に保管されているポリタンクから燃料を給油するため、タイヤのカバー部分（高さ1.56m）に上がり、地上の同僚と給油口の上のカバーを持ち上げた。他の運搬車が入ってきたため、誘導のため同僚が離れたところ、ドスンという音がし、振り返ったところ、被災者が床に倒れていた。
5	12	10～11	道路貨物運送業	土捨て場において、**ドラグショベル**を運転していた被災者が、ドラグショベルと一緒に路肩から約15m（勾配35度）転落し、背面をドラグショベルで圧迫された状態で頭部が残土に埋もれ、窒息した。
6	10	10～11	土木工事業	勾配が22度から35度程度の地山の法面にて被災者は**ドラグ・ショベル**（※小型移動式クレーン仕様ではない）を運転し、重機搬入路の整形作業を行っていたが、現場監視を行っていた現場代理人が大きな音がしたのを聞き、音のした方を見ると被災者の運転するドラク・ショベルが転倒していた（その後すぐに被災者がドラク・ショベルの下から這い出てきて、病院に搬送されたが、その後死亡）。
7	7	10～11	建築工事業	農業用ビニールハウスの建築工事において、組立中のビニールハウスの周囲に止水シートを埋設するため、被災者は**ドラグショベル**（車幅83.5cm）でビニールハウス周囲の地面を掘削していた。ビニールハウスと敷地南側の水路の間の法肩（幅員130cm）で作業を行っていたところ、ドラグショベルが被災者とともに水路に転落し、被災者が水路の石積とドラグショベルの間に挟まれた。
8	2	10～11	土木工事業	国道沿いの道路改良工事現場において、コンクリート擁壁の路肩で作業を行っていた**バックホー**がバランスを崩して約５m下の川底へ転落し、運転者はバックホーの下敷きとなり、頭部を圧迫された。転落の直前まで、バックホーのバケットフックに土砂の入ったワイヤーモッコを掛け、道路上へ吊上げる作業を行っていた。当該バックホーはクレーン機能を備えているが、適切に使用されていなかった。
9	3	16～17	土木工事業	農道の拡幅工事現場において、被災者が幅員2.5mに拡幅した道路を**振動ローラー**により転圧作業中、路肩が崩れ、振動ローラーとともに法面（こう配30～35度）を約８m転落した。
10	1	8 ～ 9	建築工事業	鉄骨造平屋建ガラス温室新営工事において、農用**自走式高所作業台**の収納式架台（高さ2.38m）で、屋根のアルミ軒樋とアルミ垂木を固定するボルト締め作業を行っていた被災者が、収納式架台上を移動し、安全帯の掛け替えを行おうとしたところ、足を滑らせて地上に墜落した。
11	1	12～13	その他の事業	**トラクターショベル**で駐車場の除雪作業中に、誤って約８m垂直に墜落した後、斜面を約6.9m転落した。運転者は、２点シートベルト及び、墜落・飛来兼用型ヘルメット着用、左ドアを開放した状況で、車体屋根部が大きく屈曲損傷し、座席と屋根にはさまれたままであった。除雪の積雪深さは50cm天候はくもり。視界は良好であった。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
12	7	10～11	土木工事業	建物（鉄骨造）の解体作業中、天井板等を**パワーショベル**（機体重量1.5t、ヘッドガードなし）で落としていたところ、天井材等がパワーショベルのアーム部分に崩れ落ち、バランスを崩して側方に横転し、投げ出された被災者が柱（鉄骨）とパワーショベルの間に挟まれた。
13	7	16～17	土木工事業	現場（個人宅庭木剪定作業）で出た枝葉を、会社敷地隣接の山林にある仮置場に保管する為、トラックから降ろした枝葉約1.5m³を、**トラクターショベル**（機体重量:2,585kg）で押していたところ、左側に転倒し、被災者の頭部がトラクターショベルのヘットガードの支柱と地面の間に挟まれた。
14	10	10～11	土木工事業	豪雨災害復旧工事現場において、被災者が法面の幅員1.5mこう配約20度のコンクリート舗装の直線路面上において**ドラグショベル**（機体重量約0.5t）を運転し、路面に隣接する法面の表面掘削を行っていたところ、路面下り面側に約５m転落し、当該機械と路面との間に胸部をはさまれた。
15	7	10～11	その他の建設業	自社の太陽光発電パネル設置工事現場において、現場周辺の藪の竹や草を伐採したものを車両系建設機械（**解体用つかみ機**）を使用して、現場の一定箇所に集積する作業を行っていた。続いて被災者は現場上部の集積を行うため車両系建設機械を走行させ、通路のうち上り斜面となっている部分を通行したところ車両系建設機械ごと転倒した。
16	5	14～15	林業	茶畑から茶の株を除去する作業場所において、**解体用つかみ機**を運転して茶の株の引き抜き作業を行っていた労働者が、転倒した解体用つかみ機の下敷きとなった状態で発見された。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
17	11	12～13	土木工事業	削孔作業終了後、移動式クレーンに取り付けられた**削孔機**のロッドと呼ばれる箇所を上下に分離して、ロッドの上の部分をつり上げて、移動させていたところ、削孔機の振れを押さえるため、リーダとロッドを繋ぐ金属製の振り止め（重さ約300kg）が外れて落下し、下にいた被災者の顔面に直撃した。
18	11	10～11	土木工事業	４階建て共同住宅の建設工事において、**くい打機**を使用して基礎杭（リブ付きコンクリート既製杭）の打設中に、杭を圧入するパイルキャップの爪と杭の固定が緩み、被災者がパイルキャップと杭を再固定するため、杭をパイルキャップの真下にくるよう体で押していたところ、くい打機のオペレーターがパイルキャップを含むオーガー部分を下げたため、パイルキャップが約８mの高さから落下し被災者に激突した。
19	5	10～11	土木工事業	くい打ち作業の準備作業として、くい製作用の穴を**３点支持式くい打機**で掘削後、被災者は当該穴に設けられた蓋の一部をガス溶断する作業を行っていた。くい打機のオペレーターが別作業を行うため、エンジンを切って運転席を離れた際、スクリューの振れ止めに係る足踏式ブレーキをかけ忘れたことから、数十分後にブレーキを把持していた油圧が低下し振れ止めが落下、被災者に激突した。
20	3	14～15	建築工事業	倉庫解体工事において、**杭抜機**で鉄筋コンクリート製の杭を地面から引き抜いてつり上げた状態にした後、ドラグショベルで杭の下部もつり上げることにより杭を水平にして地面に下ろすため、被災者が杭の下部に玉掛け用ワイヤロープを取り付けていたところ、杭の表面に付着していた砂が落下して被災者に当たった。
21	9	10～11	清掃・と畜業	産業廃棄物処理場内において、廃棄物の上に土砂をかぶせる作業を行っていた。土砂はフレコンバッグ（重量790kg）にて運搬され、車両系建設機械（**解体用つかみ機**）を使用してフレコンバッグをつり上げ、フレコンバック下部にあるロープを切断して、土砂を降ろす作業をしていた時、フレコンバッグの上部20cm付近からフレコンバッグが裂け落ち、フレコンバッグ下部で作業していた被災者が下敷きになった。

06.激突され

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
22	7	12～13	小売業	被災者は客先の牧場敷地内において自走できる給餌機を修理後、牛舎に戻すため給餌機を運転して敷地内道路を移動していたところ、バケットを上昇させたまま走行してきた**トラクター・ショベル**に激突され、給餌機の機械操作レバーに頭部が刺さった。
23	2	8 ～ 9	土木工事業	資材置場の地ならし作業をしていた**ドラグショベル**が後退したところ、後ろにいた被災者の左足に激突した。
24	1	10～11	清掃・と畜業	基地において、当該事業場の労働者Aが**トラクター・ショベル**を用いて、基地内で掘削した土砂等の運搬作業をしていたところ、車両誘導作業をしていた被災者に気づかず後進したためトラクター･ショベルの右側後輪に接触し、巻き込まれた。
25	8	14～15	清掃・と畜業	被災者は作業場にて**ドラグショベル**の右前方にて廃材分別作業を行っていたところ、ドラグショベルが前進し、ドラグショベルのキャタピラに激突された。
26	7	8 ～ 9	土木工事業	側壁のコンクリート打設作業のため、生コンが0.3m³入っているコンクリートホッパーを**ドラグ･ショベル**で吊り、対岸側の打設位置に移動させたとき、ドラグ･ショベルの前方の路肩が崩れ、ドラグ・ショベルが右側に転倒。えん堤に係る足場上でドラグ・ショベルを誘導していた被災者が、倒れたドラグ・ショベルのバケットとえん堤の間にはさまれた。
27	4	14～15	土木工事業	オペレーターが山腹斜面の倒木を「**RCM掘削機**」のアームで、山腹斜面の下部に落とそうとしたところ、意に反し、倒木が一回転して、RCM掘削機から目測 9 m離れた位置を移動していた被災者に激突し、被災者は山腹斜面を目測10m滑落した。
28	9	8 ～ 9	その他の建設業	工事に伴う内装解体作業において、**解体用つかみ機**（機体重量2.4t）を運転する職長（一次下請）がアームを天井から床に下ろしたところ、解体した部材を回収しようとして、アームの直下に立ち入った被災労働者（三次下請）の頭部につかみ具が接触した。
29	8	8 ～ 9	建築工事業	被災者は、家屋解体工事現場で、フレコンバックを移動させるため、**解体用つかみ機**に取り付けたフックにつり下げる作業中に、建物の床の一部が抜けて解体用つかみ機が沈下し傾いたことから、被災者の左半身がつかみ具のツメに激突された。
30	7	10～11	土木工事業	25t移動式クレーンに取り付けた**杭抜用アタッチメント**（2.9t）が被災労働者に激突した。25t移動式クレーンに取り付けた杭抜用アタッチメントを折り畳む作業をしていたところ、クレーンに付属していた主巻きフック取付け用金具が破断し、杭抜用アタッチメントが振り子状に振れ、被災労働者の頭部に激突した。
31	11	14～15	土木工事業	鉛山鉱山通洞坑ズリたい積場耐震対策工事現場において、被災者は同僚と共に深礎杭を設置するため**コンクリートポンプ車**を用いコンクリート打設作業に従事。その後、当該作業を終えたため、同僚が当該車両のアウトリガーを格納し、被災者は当該車両後方において待機していたところ、当該車両が逸走し、被災者は当該車両とともに傍らの沢（深さ約 3 m）に転落。その際、なぎ倒された木とアウトリガーとの間に胸部をはさまれた。

07.はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
32	7	8 ～ 9	土木工事業	夜間、ずい道掘削を行っていたが、電線の長さが足りなくなったため、予定を変更し、朝から路盤整地等の作業を行うことになった。切羽前に残っていたズリを**バックホウ**で寄せ集め、後方で大型タイヤショベルが待機していた。隣の小型バックホウが物を取りに前へ移動しようとしたため、これを除けようと大型バックホウが斜めに後退した後、前へ進んた。小型バックホウが後ろへ戻ったところ、被災者が倒れているのを発見した。
33	6	16～17	土木工事業	造成工事中、**スクレイパー**の運転手が打ち合わせのため、運転席から降りて履帯の上に立ち、近くにいたブルドーザーの運転手と話をしていたところ、スクレーパーが動き出して履帯から前方に転落し、両大腿部を履帯に轢かれた。現場は下り勾配（約10%）であった。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
34	10	16～17	土木工事業	造成工事現場内において、作業が終了し、片付け中に**小型ドラグ・ショベル**で残ったノロセメントをダンプカーから降ろすため、盛土の上を移動中に盛土が削られた箇所に小型ドラグ・ショベルの履帯が落ち、小型ドラグ・ショベルが回転しながら前のめりに転倒し、振り出された被災者がヘッドガードではさまれた。
35	9	16～17	建築工事業	被災者は、農場の建設物の基礎工事現場において、スコップで基礎杭周囲の土砂の埋戻し作業を行っていたところ、同じく土砂の埋戻し作業を行っていた**ドラグ・ショベル**（機体重量15.9t）が約３m後進して轢かれた。ドラグ・ショベルの作業範囲の立入禁止は講じられておらず、誘導者も配置されていなかった。当該作業に従事していた当該事業場の労働者は被災者1名のみである。
36	9	16～17	土木工事業	集合住宅新築工事のための宅地造成作業において、後退してきた**ドラグショベル**に被災労働者が轢かれた。
37	7	10～11	建築工事業	**ドラグ・ショベル**による掘削で出た廃土を積んだダンプトラックを運転するため、被災者がドラグ・ショベルとダンプトラックの間を通ったところ、オペレータがドラグ・ショベルを操作したため、ドラグ・ショベルのクローラーが後部側から掘削溝に落ち、ドラグ・ショベルのアームとダンプトラックのあおりに頭部及び胸部を挟まれた。クローラーは掘削溝と直角に交わるように配置されていた。
38	2	10～11	土木工事業	建設事務所が発注し元請で施工する中小河川改良工事において、二次下請の個人事業主が無資格で運転する機体重量11tの**ドラグ・ショベル**が後退したところ、鋤簾にて床ならし作業を行っていた一次下請の労働者（外国人技能実習生）が、当該ドラグ・ショベルの左側のクローラに轢かれた。
39	1	８～９	土木工事業	トンネル坑内切羽付近において、ロードヘッダーでの掘削を終え、ブレーカでこそく作業を行っていた。その後方で、**ドラグ・ショベル**を用い仮置きした鋼製支保工を切羽に運ぶためにドラグ・ショベルを後退させたところ、切羽の写真撮影のため待機していた被災者に接触した。
40	5	14～15	建築工事業	レストランの新築工事現場における駐車場舗装を行うため、車両系建設機械である**ローラー**を使用してアスファルトの転圧作業を行っていたところ、同作業を一人で行っていた運転者（被災者）が、同ローラーを後進させたまま運転席を離れ、同ローラーの下敷きになった。
41	3	12～13	社会福祉施設	リサイクルセンターの作業場内で、社会福祉法人の障害者支援員が廃棄物の積みおろし作業中、後退してきた**解体用機械**に轢かれ、腰や右足等を強打した。
42	3	18～19	建築工事業	自動車メーカーの敷地内において、労働者が**コンクリートポンプ車**のホッパー内の清掃作業中、撹拌機に巻き込まれた。

90. その他

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
43	3	12～13	土木工事業	防波堤拡幅工事現場において、起重機船を使用して海中から被覆ブロックを１個（重量4.0t）を引き上げて防波堤に仮置きした。その後、クレーン機能付き**ドラグ・ショベル**（つり上げ荷重2.9t）で被覆ブロックを積み上げるため、被覆ブロックをつり上げた状態で後進し、右旋回させたところ、旋回角度が90度付近でバランスを崩し、ドラグ・ショベルとともに海中に墜落した。
44	1	22～23	その他の事業	被災者は、排雪作業現場で一般車両の交通誘導を交差点の道路上で行っていたところ、被災者の後方から後進してきた**モーター・グレーダー**が、交差点を後進のまま左折したところ、外輪差のために右側前輪で被災者を轢いた。
45	8	16～17	林業	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した**解体用つかみ機**を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に発生、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた被災者が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれた。

■高所作業車

01.墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
1	12	18 ～ 19	建築工事業	台風で破損した倉庫屋根の端部に取り付けられた部材交換作業終了後、同僚とともに屋根上から**高所作業車**のバスケット部に乗り移り、被災者が運転し地上に移動しようとしたところ、高所作業車が動かなくなり、被災者が状況確認のため、バスケット部から屋根上に移動しようとしたところ、突然、高所作業車が動き出して24m下の地面に墜落した。

07.はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
2	9	14～15	建築工事業	被災者は、地上約８ｍの**高所作業車**の作業床で鉄骨ボルトの本締め作業を１名で行っていた。休憩を終えて現場に戻った塗装工が、高所作業車と鉄骨の間に頚部がはさまっている被災者を発見した。

90.その他

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
3	10	12～13	土木工事業	つり足場の撤去作業に使用した**橋梁点検車**を運転して林道を走行中、緩いカーブで車両が横転し、ガードレールに衝突した。

技術解説

タイヤローラ ZC220P－6の紹介

鈴木　正和*

１．はじめに

近年、建設・土木業界において、技能労働者の高齢化が進んでおり、深刻な人手不足が続いている。このため、労働環境の改善と災害発生の低減に向けて、安全に配慮するとともに、高齢者や初心者でも安心して運転できる機械が求められている。そこで本稿では、2017年９月に発売した排出ガス規制2014年基準に適合したタイヤローラ ZC220P－６（図１）の開発の中で、特に重視した「安全･安心」に関する取り組みと、新たに上記顧客要望に応え、2019年10月に発売した運転支援装置に関するオプションについて紹介する。

図１　ZC220P－６　タイヤローラ

２．安全性に関する取組み

２.１　ヒューマンステップ

タイヤローラは前後の視認性を高めるため、運転席が高所に位置しており、運転席への乗降が運転者に大きな負担となっている。乗降時に足を踏み外して怪我をするリスクもあることから、奥行きが深い階段式のヒューマンステップを採用している。図２に示すように乗降だけではなく、運転席左側の視認性を高める効果もあり、約20年前から継続採用している本構造は、市場から高い評価を受けている。

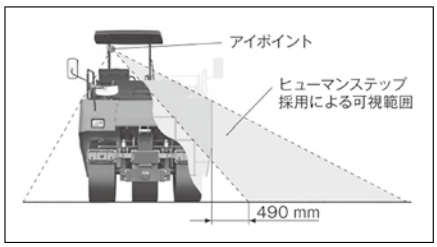

図２　ヒューマンステップ

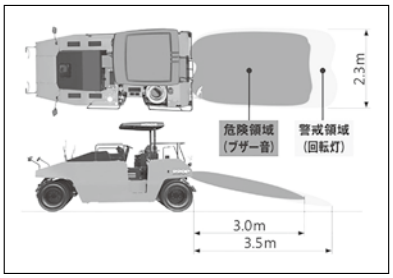

図３　後方ガードセンサ

＊㈱日立建機カミーノ　開発設計センタ　部長

２.２　後方ガードセンサ

アスファルトの転圧作業を行う際は、車両の周囲に作業者が多数存在しており、接触するリスクが高い。そのため車両後方に、図３に示す赤外線式の障害物検知装置「後方ガードセンサ」を標準装備している。本装置は、後進時に車両と物体の接近を運転者や周囲作業者へ回転灯とブザー音で知らせることで、現場の安全性向上に寄与している。

２.３　シートベルト

タイヤローラは運転席の位置が高く、万一の衝突事故発生時の衝撃により、運転者が運転席から転落するリスクがあることから、シートベルトを標準装備している。また、新たなオプションとしてシートベルトリマインダを設定した。シートベルト非装着時はインジケータを点灯し、更に駐車ブレーキが解除されると警告ブザーが鳴り、シートベルト着用を促すシステムとしている。

２.４　電気スイッチ式駐車ブレーキ

エンジン始動と同時に動き始めて衝突するリスクを避けるため、前後進レバーが中立「Ｎ」位置で、駐車ブレーキが「ON」時のみエンジンが始動できる機構としている。万一、駐車ブレーキを「ON」にするのを忘れてエンジンを切ってしまった場合でも、エンジン始動時は自動で駐車ブレーキが「ON」になる駐車ブレーキスイッチおよび電気回路を採用している。

２.５　ハザードランプ

一般に、タイヤローラは公道走行が可能な大型特殊自動車として登録されることが多い。夜間の駐停車時など、機械の存在に気付かずに衝突されるリスクを防ぐため、周囲への意思表示として有効な「ハザードランプ」を標準装備している。本装置はキースイッチ「OFF」の状態においても点灯する仕様としており、エンジンが始動できないような緊急時でも使用できるシステムとしている。

３．安心して運転できる機械への取組み

３.１　DOCエンジン

前モデルではDPF（Diesel Particulate Matter）を後処理装置として搭載したエンジンを採用していたが、本モデルでは図４に示す、インタクーラを搭載して燃焼効率を向上させることで、尿素SCRシステムレス、DPFレス方式となる新型エンジンを採用した。これにより作業中に手動再生処理要求が発生することが無くなり、作業の中断が無いため、運転者は安心して転圧作業に集中することができる。

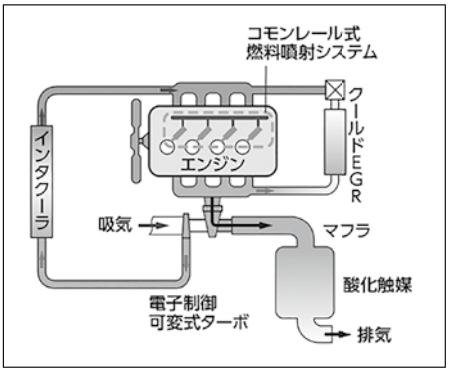

図 4　DOCエンジン

3.2　Global e-Service®

機械の位置情報やメンテナンス情報を機械に搭載した通信端末により、携帯電話通信網を利用して収集、インターネットで一括管理できる、図 5 に示す「Global e-Service®」を締固め機械で初めて標準搭載しており、機械の予防保全と機械管理をサポートしている。また、マシンダウンにつながるような緊急性のあるアラームが発生した際には、タイムリーにメールでレポートを送ることで、迅速な対応が可能となっている。

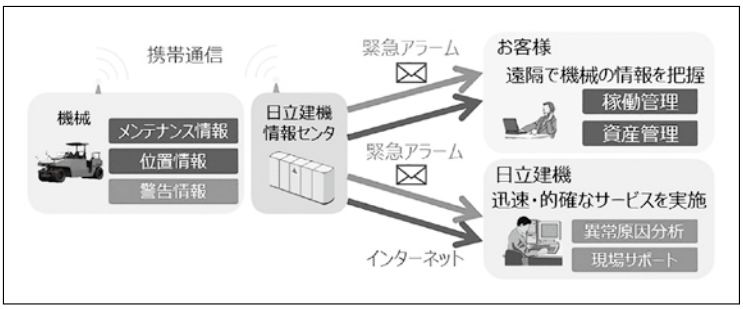

図 5　Global e-Service®

3.3　超低騒音仕様

弊社の搭乗式締固め機械は全機種超低騒音基準をクリアし、NETIS登録を行っている。本モデルでは、前モデルで97dB（A）であった音響パワーレベル測定値を94dB（A）まで低減している。更にDPFレスにより、作業時のDPF再生を考慮する必要が無くなったことから、4 km / h走行時のエンジン回転速度を前モデルの1600min−1から1500min−1未満に低減し、実作業時の騒音低減も図っている。これにより、運転者の耳元騒音を低減するとともに、夜間工事や住宅地でも安心して作業することができる。

3.4　アクティブモータコントロール採用HSTシステム

走行負荷から作業状況を瞬時に判断し、HST（Hydro Static Transmission）ポンプやモータを最も効率の良い状態に自動制御する「アクティブモータコントロール」を搭載している。急坂路でも運転者は速度段スイッチを操作することなく、自動的にモータのトル

クをアップさせ、登坂力を確保するシステムとしている。乗用車のAT車のように、アクセルペダルの操作で滑らかな発進・加速・減速が可能となっており、初心者でも容易に運転することができる。

３.５　液剤噴霧制御機能

スイッチを１回押すとタイヤ１回転分の液剤を自動で噴霧できる「液剤噴霧制御機能」を搭載している。これまでは、運転者がタイヤ１回転分となるまで、スイッチを押し続けて液剤の噴霧作業を行っており、作業速度により操作時間も変化することから、初心者は必要以上に液剤を噴霧する、または逆に不足することもあった。本装置により初心者でも過不足なく容易に適量を噴霧することができる。

４．新規オプション装置の設定

４.１　概要

これまで紹介したように、標準機では、安全性の向上を図り、安心して運転できることを重視して開発を行っている。しかしながら、締固め機械においては作業時に機械周辺に作業者が多く、接触による事故発生リスクが高いことから、さらなる安全への要求が高まっている。これに応えるため、新たに２つの運転支援装置のオプション設定を行ったので以下に紹介する。

４.２　衝突被害軽減アシスト装置

４.２.１　機能

衝突被害軽減アシスト装置は転圧作業時において、機械と周囲作業者との接触を防ぐため、以下の機能を有する装置となっている。

１）　運転者への運転支援機能

①　物体検知センサにより物体を検知し、衝突被害発生のリスク度合いにより「警告」から「減速」、「ブレーキ作動」まで３段階の運転支援を行う。

②　モニタにカメラ映像とシステムの状態を表示し、運転者の安全確認の支援を行う。

２）　周囲作業者への通知機能

物体検知センサにより物体を検知し、衝突被害発生のリスクが生じた場合に黄色回転灯の点灯＋ブザー音による警告を行う。

本装置は、前進側にも装着可能なシステムとしている。ただし、前進側を装着した場合は、カメラ配置の関係上、後に説明する「Aerial Angle®」との同時装着は不可となる。

4.2.2　構成

本装置の主な構成を図6に示す。①物体検知センサ/カメラは設定した図7の検知範囲内で検知した物体までの距離を測定するとともに、カメラで検知範囲を含む映像を撮影する。②モニタはカメラ映像とシステム状態などを表示し、③ブザー付回転灯は、運転者および周囲作業者に警告を通知する。④解除スイッチは検知範囲に壁や車両などの物体があり、意図的に近づく必要がある場合、運転者が機能を解除するものである。⑤シートベルトリマインダは不意な制動時に運転者を保護するため、シートベルトを装着しなければ本装置が作動しない構成としており、インジケータとブザー音で装着を促す機能である。

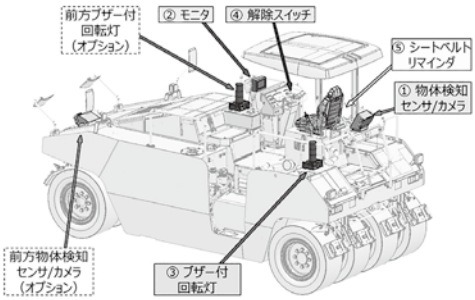

図6　衝突被害軽減アシスト装置の構成

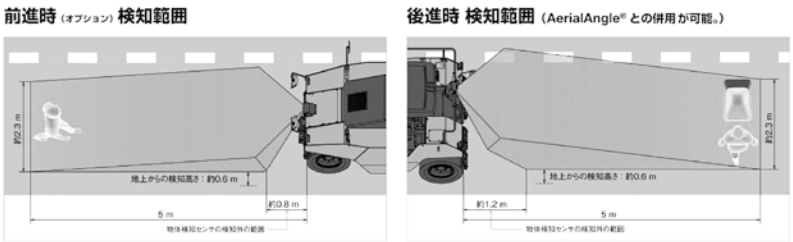

図7　検知範囲

4.2.3　システム

物体検知センサ/カメラで検知範囲内に物体を検知すると、物体までの距離と車速から、図8に示す制御マップにより、下記「LEVEL 1」から「LEVEL 3」までの制御を行う。

LEVEL 1：モニタへの「警告」表示＋回転灯＋ブザーによる警告

LEVEL 2：減速制御
　　モニタへの「減速」表示＋回転灯＋ブザーによる警告

LEVEL 3：HSTブレーキによる制動制御（停止後駐車ブレーキ作動）
　　モニタへの「ブレーキ作動」表示＋回転灯＋ブザーによる警告

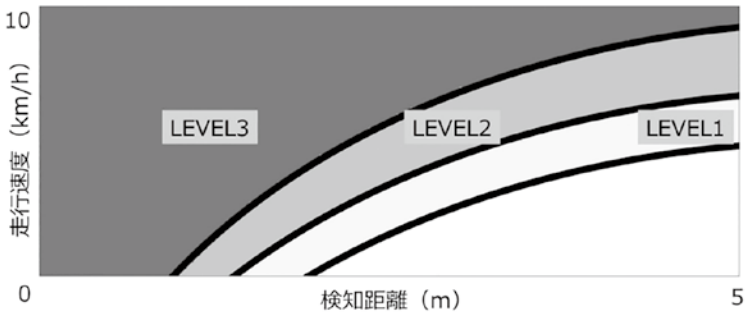

図 8　制御マップ

「LEVEL 1 」ではモニタ表示と光と音による警告のみであり、物体が検知範囲から外れると「警告」は解除される。「LEVEL 2 」では自動で減速することで、「LEVEL 3 」のブレーキ作動前に運転者自らによる制動操作を促す。物体が検知範囲から外れ、アクセルペダルを離すと「減速」制御は解除される。最後の「LEVEL 3 」ではHSTブレーキによる制動を行い、停止後は駐車ブレーキを作動する。前後進レバーを中立「 N 」に戻すと制御は解除されるが、再度走行するためには、駐車ブレーキをOFFにして、前後進レバーを操作する必要がある。

このように可能な限り「LEVEL 3 」の制動制御は発生させない思想としている。また、アスファルトの転圧作業時に発生する湯気や、路盤などの転圧作業時に発生する砂塵を誤検知しないように、センサのフィルタ機能を適切に設定している。さらに、減速制御による緩やかな減速と、内作HSTシステムによる急減速を防ぐ制動制御により、施工面の異常発生を極力防止している。

4.3　Aerial Angle®

4.3.1　機能

上空から機械を見下ろしたような映像をモニタに映すことにより、機械周辺の状況がひと目で確認できる機能を有する装置となっている。最近では油圧ショベルの多くの機種に搭載されている装置である。

4.3.2　構成

本装置の主な構成を図 9 に示す。①カメラ（前後左右）は、車両前後左右の映像を撮影する。②コントローラは、カメラの映像を合成し、モニタへ出力する。③モニタは車両形状に合わせて縦置きで搭載しており、 7 インチの画面全体に映像を表示する。④切替スイッチはモニタ下に配置され、全周囲映像を含め、 4 種類の映像を切替えて表示する。

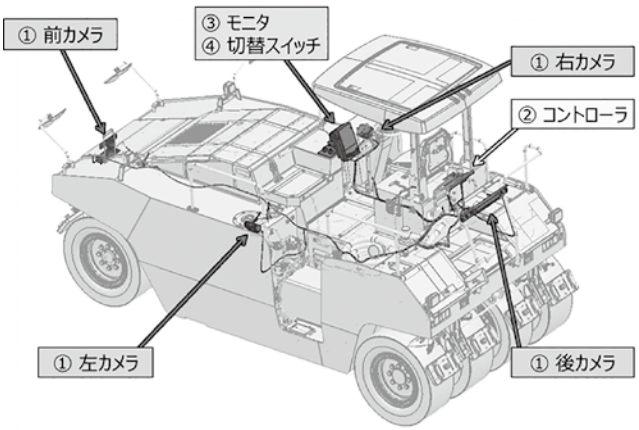

図 9　Aerial Angle®の構成

4.3.3　表示映像

起動時は図10に示す「全周囲映像」となっており、切替スイッチによる操作により、「後方周囲＋後方」、「前方＋前方周囲」、「前方＋後方」が選択表示可能となっている。周囲映像には車体周囲１mおよび２mの位置にライン表示を行い、車体からの距離の目安としている。また、隣り合うカメラの合成箇所は、物体が映像から消失しないような合成を行っている。更に、より広範囲の周囲確認が可能となるように近傍だけではなく、遠方まで確認が可能な映像処理を行っている。

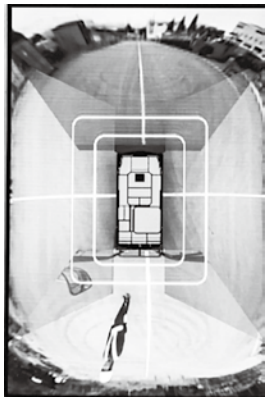

図10　全周囲映像

５．おわりに

近年、特に市場から要求が高まっている安全性、さらに高齢者や初心者でも安心して運転できる機械への取組みについて紹介した。国土交通省が推進している「ｉ-Construction」による生産性向上と合わせ、建設・土木業界の現場が安全で、魅力のある現場となり、人手不足解消の一助になることを期待している。

今後も標準本体の開発に留まらず、顧客要望の変化に対応し、新たな開発にチャレンジして行く所存である。

イラスト災害事例

1．車両系荷役運搬機械の災害事例

車両系荷役運搬機械（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

【分類】　起 因 物：フォークリフト　事故の型：転倒

1－1　この状況で予知される災害は？（どんな危険が潜んでいるのでしょうか…）

敷地内の作業道の舗装作業を行うため、フォークリフトの片方のフォークに、セメント入りのフレコンバックを吊り下げながら走行していました。

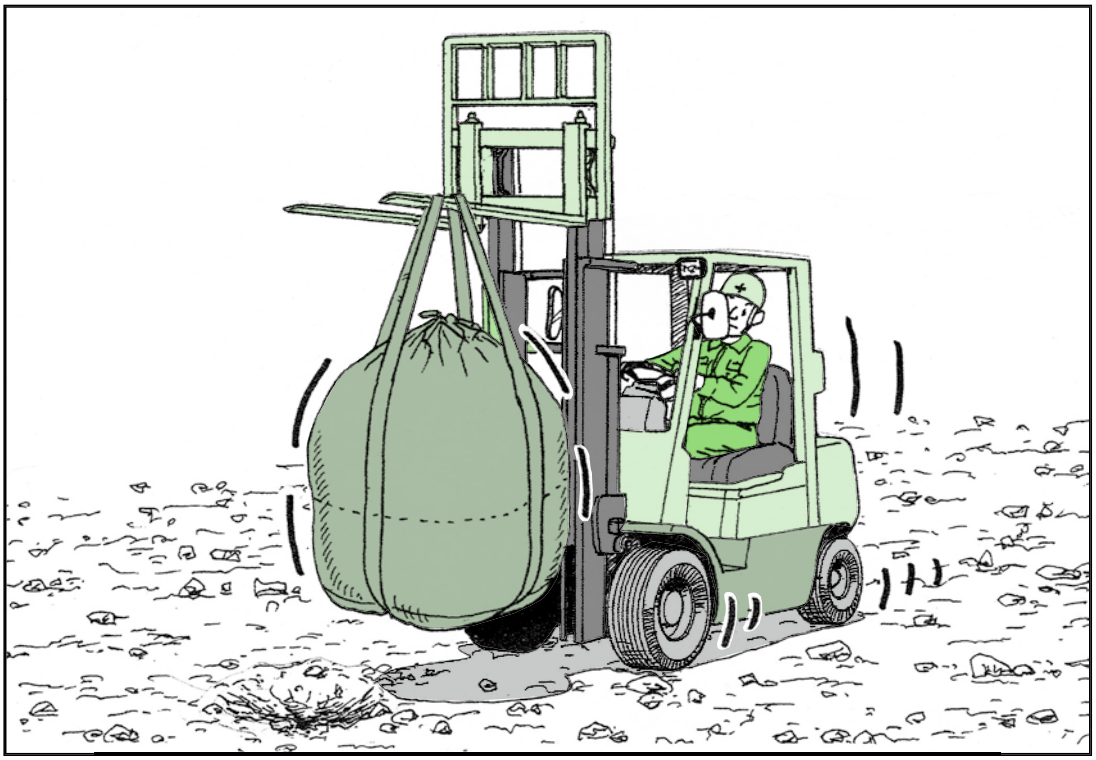

１－２　こんな災害が発生しました（どうすれば防げるでしょうか…）

作業道のくぼみに差し掛かった時にフォークリフトが横転し、運転者が運転席から投げ出されフォークリフトの下敷きになりました。

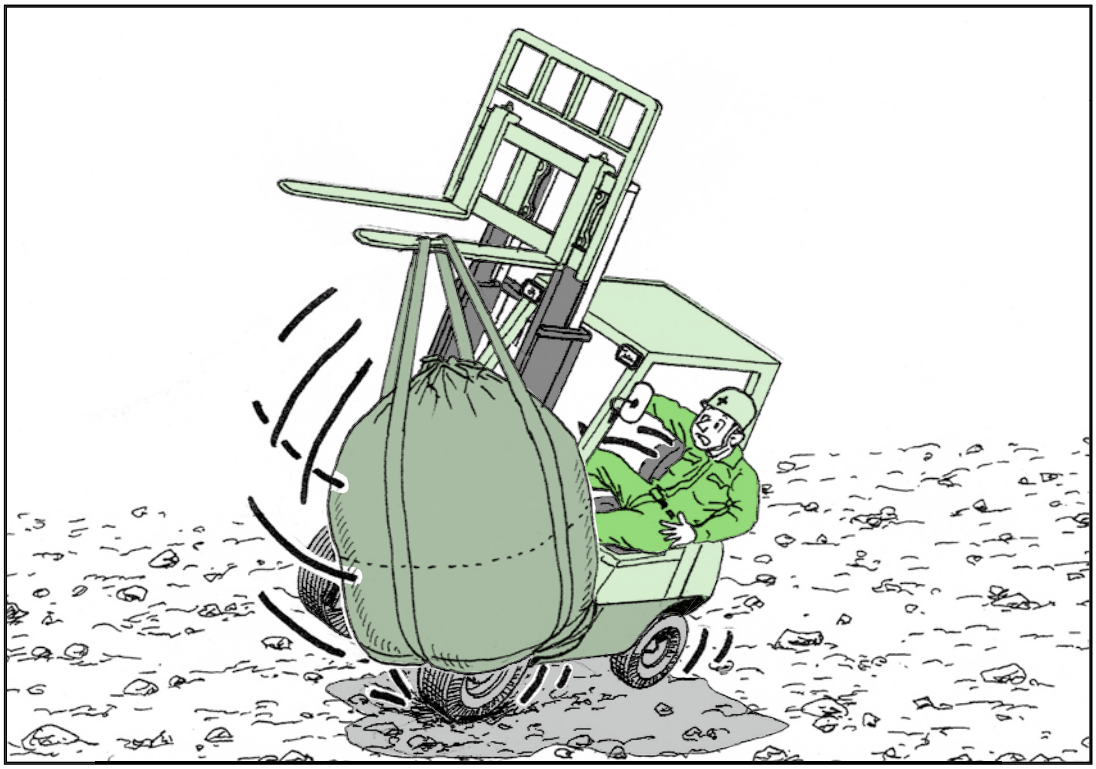

【災害発生防止のポイント】

●フレコンバッグを吊り下げない（用途外使用禁止）、フレコンバッグを運搬する場合は専用のアタッチメントを装着する

●シートベルトを着用する

●走行時は前方を確認する

参考：専用のアタッチメント例

クレーンアーム　　フック

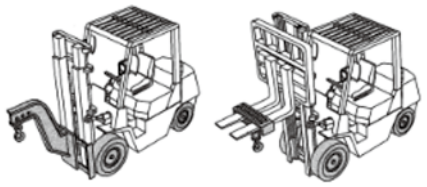

２．車両系建設機械等の災害事例

車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

【分類】　起 因 物：掘削用機械　事故の型：墜落、転落

２－１　この状況で予知される災害は？（どんな危険が潜んでいるのでしょうか…）

舗装工事現場で、道路下側面の腰壁の補修作業中、ドラグ・ショベル（クレーン機能なし）で、モルタルの入ったバケットを護岸下へ移動するために吊り上げ、左旋回しようとしていました。

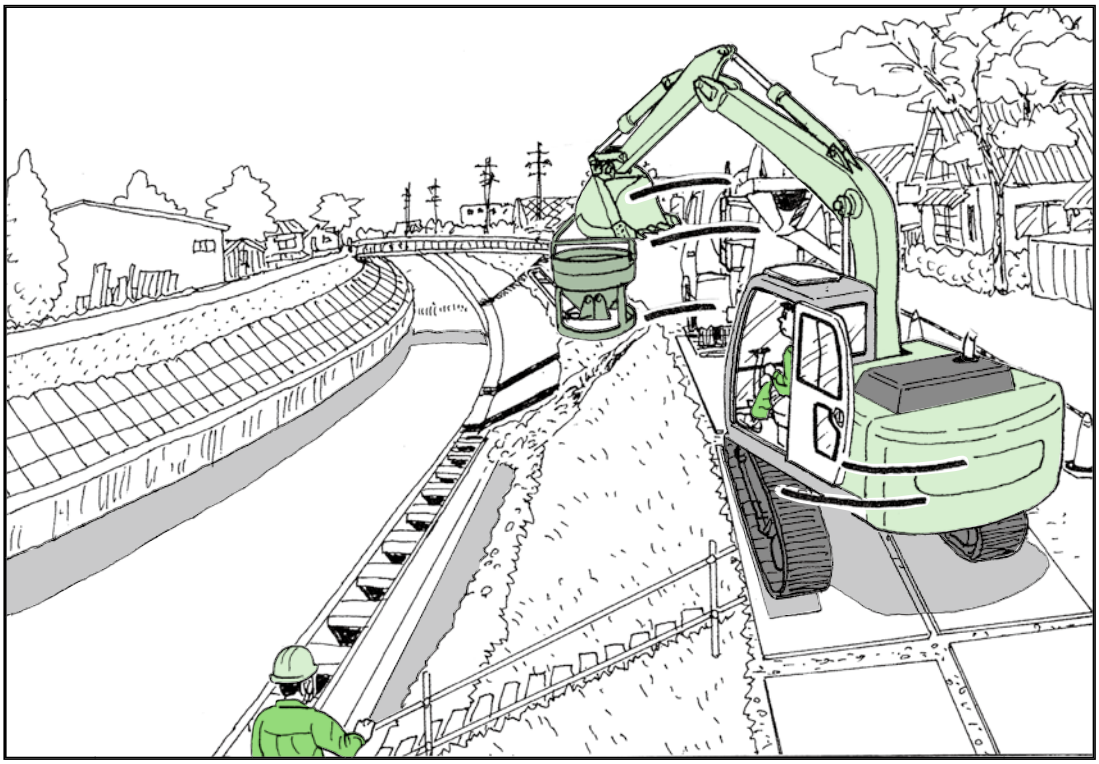

２－２　こんな災害が発生しました（どうすれば防げるでしょうか…）

左旋回したところ遠心力が加わり路肩から川底へ転落し、運転者が運転席から投げ出され、川岸の岩に頭を打ち付けました。

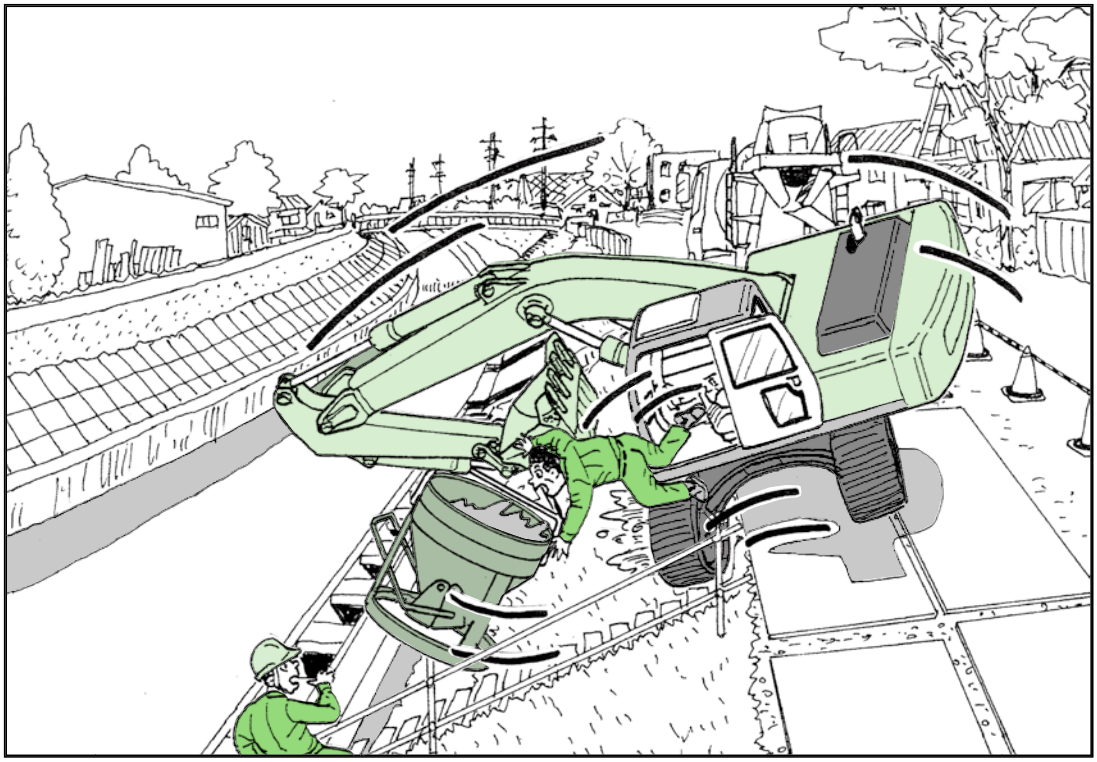

【災害発生防止のポイント】

●クレーン機能なしの機械では揚重作業禁止
●重量物を揚重するときは、急旋回しない
●事前に設置地盤の強度を確認し、必要な対策をとる
●作業中はシートベルトを装着し、安全帽を着用する

そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」

総集編

「連載を振り返って」

社会保険労務士法人中村・中辻事務所
代表社員　中辻めぐみ

小誌236（2018年７月）号から６回シリーズでお届けし、ご好評をいただいた“そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」”。2019年4月からは、「働き方改革関連法」も順次施行され、事業者の皆様も真摯に取組まれていることと思います。そこで今回は、連載を振り返り、“労務管理の面から見た「働き方改革」”のまとめを、総集編としてお届けします。皆様の取組みに少しでも参考にしていただければ幸いです。

１. 働き方改革関連法の施行から６か月経過

平成31年４月より働き方改革関連法が施行されることを受け、昨年度より６回の連載のお話を頂いたのが、つい昨日のように思われます。施行から約半年が経過しようとしていますが、皆様の職場ではどのような変化が生まれてきているでしょうか？

改めて今まで皆様にお伝えしていた項目から現在、どのような動きになっているか筆者から見た現場発の情報とともに振り返ってみたいと思います。

２. 残業時間の上限規制について

大企業ではすでにスタートしており１カ月100時間未満、平均80時間以内（いずれも休日労働を含む）等を守るために、様々な工夫を重ねていらっしゃることでしょう。中小企業は来年度からですが、社員への法改正に関する情報の周知・徹底や労働時間の削減のための施策を行っていらっしゃることと思います。

ここでは、関与してきたある大手企業の例をお伝えしたいと思います。恒常的な残業により残業時間が100時間を超える月が多いことから、ご支援に入ったのですが、経営層の中でも働き方改革推進派と反対派（面と向かって反対ではないものの「時間は減らせ、しかし仕事量と売り上げは下げるな、予算はない、人も増やさない、あとは自分たちでどうにかしろ」が絶対条件）に分かれ、支援側としても途方にくれた時期もありました。

当該ケースでは、経営会議で時間を作って頂き、筆者が社労士の立場でリスク喚起をさせて頂きました。その後、現場でも幾重にも話し合いを重ね人事部と一緒になって、業務の削減（他部署へ移管）と人員の増加（他部署からの異動、非常勤の採用）に踏み切り、なんと

か今の時間を厳守できるようになりました。当該企業にとって何が大切なのか、何が困ることになるのかを見極めることで突破することができたと思っています。

一方、リスク喚起は大反発を呼ぶ可能性もありますが、緊急性や重要性の高い案件の場合は、やむを得ないこともあると思います。このような状況で悩んでいらっしゃる方がいたら、是非、第三者の活用をお勧めしたいと思います。このことは、中小企業も同様です。なお具体的な労働時間の削減の方法については、連載の第６回でお伝えさせて頂きましたのでご参考にして頂ければと思います。

３. 年次有給休暇の時季指定

また「年次有給休暇（以下「年休」）の時季指定」については、企業規模には関係なくすでにスタートしています。法定の年休付与日数が10日以上のすべての労働者に対し、５日間の年休を確実に取得させることとなりました。今までも比較的に年休取得の進んでいた企業にとっては大きな変化とはなっていないようですが、個人単位で見ると改善が必要であるケースもあります。

社員個人に計画的に取得するよう指導する、また部署全体で表を作成し、交代で取得する仕組みを作り、各個人が確実に取得していることを「見える化」させる。この様な方法で取得を促進することで「休まざるを得ない」状況にもっていくことに成功したケースもあります。「休むとそれだけ仕事がたまる」を理由に休まなかった複数の社員は、この方法に最初は懐疑的でしたが、休み明けの体調の良さ、すっきりとした気分で仕事に向き合えることに気づき、仕事がはかどることを経験したようです。その後「たまに休むのは良いかもしれない」と前向きな感想が出ていると報告を受けています。

４.「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等の強化」

社員の健康の保持増進のためには、産業医や産業保健スタッフとの連携は欠かせません。今回の改正では、その連携が明文化されたものだと思っています。また労働時間の状況の把握も義務化され、その対象者が管理監督者やみなし労働を行っているすべて（高プロを除く）の社員に適用されたことは大きかったと思います。連載でも何度もお伝えしてきたことですが、長時間労働による健康障害や生産性の低下を防ぐためには、まずは労働時間状況の把握が欠かせないからです。この点については、企業側の意識の高さを感じます。自社内で管理監督者へ「労働時間となるもの」の具体的な内容を周知したり、労働時間管理の仕組みを新たに作ったり、一般社員にも労働時間の申請の徹底を図ったりしている企業が増えてきたように思います。

５. パワーハラスメントの法制化

より良い職場を作るためには、先のような長時間労働の削減ももちろんですが、人の尊厳を踏みにじる行為があっては、そこで働く社員のモチベーション低下や健康障害を引き起こすことになります。この度、パワーハラスメントが法制化される運びとなったことは、既知のことと思います。具体的な内容は、発出される指針が出てからとなりますが、概ねセクシュアル・ハラスメントと同様の内容が企業に求められることになろうと推察致します。一方、これらの背景にあるものは何かという点を踏まえつつ、社内制度の構築や企業風土や社員の意識の向上などを同時に行って頂ければと思います。

随想

『南アフリカ共和国について』

運営幹事会 幹事　**細川　博史**
日立建機株式会社　ライフサイクルサポート本部
カスタマーサポート事業部　テクニカルサポート部　部長

私ごとですが、10月１日付で南アフリカ共和国に２度目の駐在をすることになりました。今年は８月に第７回アフリカ開発会議が横浜市で、９月からラグビーワードカップが全国で開催されることもあり、南アフリカに関連する数多くのニュースを目にしました。この機会をいただき、前回2009年４月から５年間の駐在生活の経験も振り返りながら少しでも南アフリカのことを知っていただきたいので紹介をしたいと思います。

南アフリカはアフリカ大陸最南端に位置しており、面積は日本の約3.2倍、人口は5,778万人、約８割が黒人で、言語は英語、アフリカーンス語など合計11もの公用語があります。日本からの直行便はなく香港・シンガポール・中東のドバイなどを経由しなければなりません。どの都市を経由してもフライトは17時間以上で、乗り継ぎを含めると移動時間は20時間ほどになります。気候は一年を通じて温暖です。事実、前回赴任後の２か月間は雲ひとつない清々しい晴天に恵まれ、初めての海外駐在の不安を払拭してくれました。

治安の状況ですが、ネットで検索をするとヨハネスブルグの治安は世界でも１・２の悪さといった記事を見ます。外務省海外安全ホームページでは、ヨハネスブルグ・ケープタウン・ダーバンの３つの都市が「十分注意してください」という危険レベル１、それ以外の地域は注意喚起されていません。人口が多い地域で犯罪件数が多い傾向はどの国も同じです。

一度だけですが最も危険とされているヨハネスブルグ中心部のガイド付き見学ツアーに参加したことがあります。廃墟となった高層ビルが住居になっている様子や放置された空きビルの多さに異様な雰囲気を感じました。中心部にあるビルの展望施設には駐車場から歩いて移動しましたが特に窃盗事件が多い場所と聞いていたので、周りの様子に注意をしてはいたものの自然と早歩きになり緊張がピークに達しました。中心部以外の場所でも信号待ちで車を停車中に窓ガラスを割られて貴重品が盗まれる事件も発生しています。

駐在員が住むアパートは強盗などの犯罪を防ぐために周囲の外壁やフェンスには高圧線が設置されており24時間の警備がついています。幸いなことに犯罪に巻き込まれたことはありませんが、常に最新の安全情報を入手して、車での移動中は後をつけられていないか、ATMで現金を引き出す際にはショッピングモールなど安全と思わる場所であってもミラーで後方を確認するな

ど、考えられる防衛策はすべて取ることが重要だと痛感しました。

さて、2019年は日本でラグビーワールドカップが開催されますので、南アフリカラグビーの歴史について触れたいと思います。前回2015年のイングランド大会では、日本代表が南アフリカ代表に勝利し大金星をあげたのは記憶に新しいところです。南アフリカ代表チームはアパルトヘイトの環境下で第１回、第２回のワールドカップへの参加は認められませんでした。

1994年にマンデラ氏が黒人初の大統領に就任し、翌1995年に自国で開催した第３回ワールドカップでは初出場・初優勝の快挙を成し遂げています。当時ラグビーは白人の象徴だったようですが、マンデラ氏は黒人が代表チームを応援して優勝することで民族融和を図りたいと考え行動しました。

このストーリーは、クリントイーストウッド監督、モーガンフリーマン、マットデイモン主演の映画「インビクタス／負けざる者たち」で映画化されています。この映画にあるように、黒人と白人が民族融和を継続しながら国が発展していくことを望みます。参考までに、日本代表の大金星のストーリーは「ブライトン　ミラクル」というタイトルで映画化されたそうなので、公開の際には鑑賞したいと思います。

前回は単身赴任でしたが、家族と連絡を取るためにスカイプというツールをパソコンに入れ別売のカメラで週末に連絡を取り合っていました。現在ではスマートフォンで簡単に動画通話もできて助かります。改めてこの10年で通信環境が飛躍的に進化したことを感じました。

駐在中に１度家族が旅行に来ましたが2010年サッカーワールドカップ開催前の春で２人の子供が中学校・小学校を卒業するタイミングでした。当時の日本のテレビでは前述の通り南アフリカはとても危ないと報道されていたようで、上の子供から滞在中は毎晩強盗に合う夢を見てとても緊張していたと後から聞かされました。確かに安全とは言えませんが、過剰報道だったようにも感じました。

アフリカらしさを体感してもらうためケープタウン・喜望峰・サファリなどを観光しましたが、喜望峰近くで野生のペンギンを見たり、サファリでは目の前に現れた大きなゾウに接近したり、群れで歩いているライオンを観察したりと楽しんだようです。妻と３人で初の国際線の乗り継ぎも経験し、子供たちなりに成長ができたと感じました。南アフリカに旅行したことがある人は周りにいないので、その話題でずいぶんと盛り上がった時期もあったようです。

南アフリカ観光局によるとサッカーワールドカップが開催された2010年は世界から800万人だった観光客数が2018年には1,000万人以上となったそうです。このことからも南アフリカを含むアフリカ大陸が今後さらに発展をしていく可能性を感じます。今回も単身赴任の予定ですが、子供たちも成人したので家族それぞれが都合の良いタイミングで長期滞在や旅行に来てもらい、アフリカの発展を肌で感じられるよう計画する予定です。

そのためにも安全・健康に留意をして２回目の駐在生活を送りたいと思います。ご安全に。

安全・技術講座

第59回

我が社のセールスポイント

新潟県支部
ロジスネクストユニキャリア株式会社 東北支社 新潟支店

平成20年３月号（174号）より、「我が社のセールスポイント」と題して掲載しておりますが、今回で59回となりました。

内容については、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載して頂き、労働災害防止活動の向上や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回も、前回に引き続き平成30年度第７回定時総会に於いて表彰された新潟県支部のロジスネクストユニキャリア㈱東北支社新潟支店様に執筆をお願い致しました。なお次回からは平成31（令和元）年度第８回定時総会で表彰された企業様をシリーズで紹介する予定です。

１．はじめに

ロジスネクストユニキャリア株式会社は2017年10月にそれまでのユニキャリア株式会社を製販分離し、国内販売に特化した会社として発足しました。一方、製造部門はニチユ三菱フォークリフト株式会社と経営統合し、三菱ロジスネクスト株式会社に社名変更を行いました。弊社ロジスネクストユニキャリアは国内業界最大となる販売サービス会社として生まれ変わりました。

「Logisnext」は“Logistical Equipment & System Solution Next”を意味し、物流機器と物流システムの両面から最適な課題解決策をお客様に提供し続けられる会社でありたい…未来社会に貢献したい…という強い思いがこめられています。

弊社の前身はTCM株式会社、日産フォークリフト株式会社であり、両社の長い歴史と経験、幅広い商品群を有していましたが、これにニチユ三菱フォークリフト株式会社の商品を加えてより一層、お客様の要望にお答えできるラインナップを揃えることができます。また、これまでのサービスメンテナンス、中古車販売などもお客様に高いサービスレベルでの提供を図っていき、「Logisnext」の思いを体現していく所存です。

企業形態は大きく変化しましたが、これまでのお客様との関係や取引方法に大きな変更はなく、販売会社としてより身近に感じていただけるように、また従来どおり安心してご愛顧いただけるように、従業員一丸となって努力してまいります。

さて、今回ご紹介させて頂きますのは、弊社の東北支社新潟支店・新潟サービスセンターとなります。主たる業務はフォーク

リフト、関連物流商品、港湾荷役機械、建設機械（主にホイールローダー）、除雪機械の販売とメンテナンス、レンタルを行っております。扱い商品が非常に幅広く、従業員には高いスキルと幅広い知識と資格が必要とされております。

新潟支店・新潟サービスセンター

2．会社概要

⑴　本社

社　　名：ロジスネクストユニキャリア㈱
所　在　地：大阪府守口市大日東町35-2
設　立　日：1949年
代表取締役：山口　陽一
資　本　金：9000万円
売　上　高：847億円（2018年度３月期）
従 業 員 数：1742人
事 業 所 数：132拠点

⑵　支店

支　店　名：東北支社新潟支店
所　在　地：新潟県新潟市江南区
支店従業員：計23名
管轄エリア：新潟県下越地方

サービスセンター内

新潟支店・新潟サービスセンターは元々、北越TCM㈱の本部であったところであり、得意分野であった30年前のホイールローダーや大型となる18tのフォークリフトも入庫されます。ストラドルキャリアのメンテも現地にて行っております。

ストラドルキャリア全景

3．主な支店方針

主たる方針は本社や三菱ロジスネクストに沿うものとなっており、支店でより活発に行われているものをご紹介させて頂きます。

⑴　安全第一

従業員の安全・安心のためには、安全意識を高く持ってもらう事が重要と考えております。職場や従業員の安全意識がお客様への安全・安心の提供に繋がるとも考えております。そして、業界の継続的成長に必要な根底部分と捉えています。

毎月支社で展開している環境安全衛生会議を支店でも実行し、心と身体の両面からサポート出来るように活動しております。

これは、作業中の安全に関する事にとどまらず、従業員と家族の健康維持にも枠を拡げております。最近のテーマでは、「食中毒を予防しよう」、「梅雨時の健康管理」、「災害時の応急手当」、「連休後の５月病に注意」と、メンタルヘルスも含めた健康管理となっております。

弊社の全国の労働災害と交通事故を即時に共有化し、全件のKYTを実施しており、同じ災害は絶対に起こさない心構えです。作業前KYTの実施、毎日の終礼ではヒヤリハットを出し合い、危険に関するセンサー磨きも欠かせません。常に「かもしれない」の意識を持てる様に活動しております。

また、「労災・事故が起きない行動をします」という言葉のもとに、ヒヤリハット手前で食い止める事も意識しております。具体例をあげますと当支社では、いつでもどこでもバック駐車をルールとしております。自動車事故の多くの状況の一つにバック時の接触が上げられるためです。また、被害事故の発生も少なくないため、いかに周りに存在を認識してもらえるか？　等、支店全員で意見を出し合って「事故が起きない行動をします」を実行できるようにしております。

もちろん、ハード面でのサポートも充実させるため、安全作業が可能になる環境作りも行っております。他支社他支店の情報を共有化して効果が高いものは取り入れています。

工場内の設備面での安全巡視も毎月２回、異なる方法で行っており、当番で確認者が変わるのですが、そのうちの１回は同じ状況を３名の異なった視点でチェックを実施しております。また、作業者の安全行動も同時にチェックしています。

サンプルを貼り付けましたが、評価者により点数が異なります。人それぞれの感じ方に違いがある事もあり、いつ誰が使っても安全である整備工場を目指しています。

2019年　6月 12日

作業場におけるHK評価表

HK：ハウスキーピングの略、5Sよりも秩序なイメージ（基本の整理整頓）

グループ会社名：ロジネクストユニキャリア株式	支店長	SC長	場内担当
評価月：2019年　6月	評価点 24 点	評価点 23 点	評価点 29 点
支社名：東北支社			
評価部署：新潟SC			

総合評価点（支店長・SC長・場内担当の平均点）　25.3 点

番号	評価項目	評価点 支店長	SC長	場内担当
1	白線が汚れていないか	4	4	5
2	3定管理が出来ていますか。【定　位】置き場を決める。【定　品】決まった物を置く。【定　量】決まった量だけを置く。	4	4	5
3	物の置き方として垂直、平行に置かれていますか	4	4	5
4	不要な物は置いていないか	4	4	4
5	作業場周辺に作業屑　及び　油が飛散していないか	4	3	5
6	不要物（ゴミ）の分別は正しく出来ているか	4	4	5
	合　計	24	23	29

【評価点】

5点・9割出来ている。4点・7割出来ている。3点・5割出来ている。2点・3割出来ている。1点・出来ていない。

【実施要領】

①作業班別の評価として、支店長、SC長、場内担当により1回/月実施する。（合同、別々どちらでも可）
②総合評価点は、支店長、SC長、場内担当各々の評価点の平均点とする。
③月毎の総合評価点を記録し、評価点の見える化を行い改善に努める。
④支店長業務で支店長が実動していないSCは、支店長代行としてSC長、SC長サブが行う。

チェックリスト例（作業場におけるHK評価表）

2019年　6月　12日

作業時他における声だし評価表

	支店長	SC長	場内担当
評価点	16 点	18 点	21 点

クループ会社名：	ロジスネクストユニキャリア株
評価月：	2019年　6月
支社名：	東北支社
評価部署：	新潟SC

総合評価点（支店長・SC長・場内担当の平均点）	17.3 点

番号	評価項目	評価点 支店長	SC長	場内担当
1	クレーン作業時、運転士は確実に指差呼称を行っているか	3	4	4
2	クレーン作業時、玉掛け合図者は使い定められた方法で、安全な場所で運転士によく分かる様合図しているか	4	4	5
3	脚立、踏み台、足場等からの昇降時に指差呼称が出来ているか	3	3	4
4	指差呼称の指定場所で実施出来ているか 拠点から車で出る時の指差呼称、工場は毎朝・午後一番の指差呼称	3	3	3
5	「ご安全に」の声掛け状況	3	4	5
	合　計	16	18	21

【評価点】

5点・9割出来ている。 4点・7割出来ている。 3点・5割出来ている。 2点・3割出来ている。 1点・出来ていない。

【実施要領】

①作業班別の評価として、支店長、SC長、場内担当により1回／月実施する。(合同、別々どちらでも可)
②総合評価点は、支店長、SC長、場内担当各々の評価点の平均点とする。
③月毎の総合評価点を記録し、評価点の見える化を行い改善に努める。
④支店長業務で支店長が常勤していないSCは、支店長代行としてSC長、SC長サブが行う。

チェックリスト例（作業場他における声だし評価表）

誰もがいつでも安全に、という事もポイントのため、基本作業マニュアルの一部は、工場内の壁面に貼りだして、常に基本通りの安全作業を意識してもらいます。

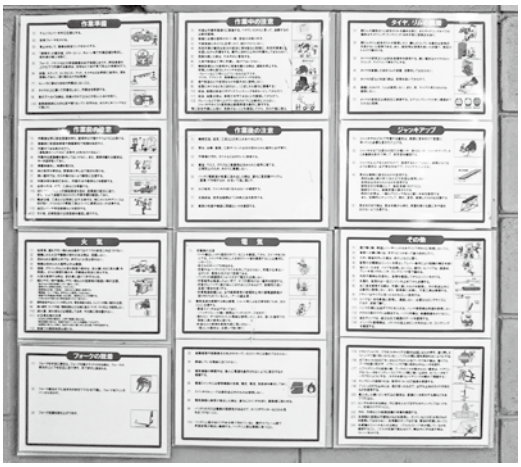

基本作業マニュアル（一部）

それぞれ体力・能力の違いはあると思いますが、お互いが相手を気にかけ、思いやりを持って接する、普段と違うと感じたら声をかける事も心掛けております。特に猛暑の日には用事はなくても声掛けを実施しており、皆が皆を気に掛ける様になればと考えております。風通しのよい職場をめざしており、「スマイル活動」、「さん付け運動」を浸透させています。誰しもが小さな事でも連携し、全員で共有し、全員で感じて考えればより良い職場環境が作り上げられると考えております。

安全は知っている、わかっている、では意味がありません、実際に安全な行動が取れる様にお客様、社員、業界皆さまのご協力のもと活動していきたい所存です。

社内朝礼風景

⑵　コンプライアンスの遵守

会社、社員の為だけではなく、お客様や業界の皆様の事も考え徹底させなければならないと捉えており、安全に関わる事も含め多岐にわたり社内教育を実施しております。

従業員それぞれ、自分の専門とは異なった分野もあり、未知な面も多く隠れており、知らぬ間にコンプライアンス違反となっている状況もゼロではありませんでした。業務にまつわる関係法令の再認識はもちろん、安全衛生規則、協力業者との関係、官公庁や同業他社への不用な接触の制限、ステークホルダーとの関係、会計経理等々、定期的な勉強会で学んでおります。

しかしながら、安全と同様に知っている事と実行する事は同意義ではありません。従業員皆さんが当たり前に守れる様な空気作りも必須と考えています。

安全に関する事では「決めた事守って築くゼロ災職場」をスローガンに、まずは社内規則を守る事を徹底していこうと活動しております。ガバナンスがいかに重要か、自分と家族、仲間とお客様を守るために必要である事を再認識している状況です。

その認識を全員で共有すべく、社内のいたるところに関連するポスターや通達が掲示されております。

各種社内通達・啓蒙ポスター

安全意識同様に風通しの良い職場を維持出来なければ、小さな綻びの発見は出来ません。上司部下、先輩後輩関係なく、相談、指摘が出来るように会社の指導の下、環境づくりに励んでおります。

ガバナンス強化は、法律や規則などを守るためだけでなく、従業員の労働環境を改善する取り組みにまでその範囲を広げています。労働環境を改善して快適な仕事ができ、かつ良好な人間関係が築ける職場にすれば、自然とコンプライアンス違反は起こりづらくなると考えております。

4．おわりに（我が社のセールスポイント）

最後になりましたが、現在、我が社は4つの文化が一つになろうとして一丸となって進んでいるところです。三菱重工、日本輸送機、日産フォークリフト、TCMと同業ではありましたが、得意分野もそれぞれ違い、社風や文化も違う事から、良い部分を吸収し新しい会社を作り上げる意識を持って活動しており、日々が勉強の毎日です。

取り扱いの製品の幅が非常に広いため、サービスマンの対応の幅も広く、お客様からの突然のトラブル対応の要請にも答えられる会社であると自負しております。

また、社内の安全教育のお陰もあり、お客様から要請があった場合は、メーカーの専門部隊に頼ることなく、営業マン・サービスマンが安全講習会を実施しております。取り扱い製品が多い事は、取引顧客業種も多いため、長年の経験により、お客様の現場にあった講習が可能です。

今後もお客様と従業員と業界の皆様の安全安心のために、成長し続ける会社でありたいと思います。

［新潟支店長　佐藤辰樹］

コーヒーブレイク　第118話

猛暑にはコレとコレだ！

寺　岡　　晟*

この原稿を書いている今日は９月７日、そして今日の東京の気温は33度、夏日である。朝夕は涼しさが戻ってきたがそれでも日中はまだまだ暑い！

それにしても今夏は半端じゃない暑さだった。気象庁によると東京は29日連続の真夏日だったそうだ。

生来汗っかきの僕はこの夏の発汗量はそれこそ半端ではなかった。

職場の行き帰り、お客様との打ち合わせ先への行き帰り、電車の中はともかく一歩外へ出ると、そこは東京砂漠だ。

このフレーズが懐かしいと感じる方は、それなりのキャリアの方々だ。

内山田洋とクールファイブの曲で、前川清が顔をしかめながら♪あなたがいればああうつむかないで　歩いて行ける　この東京砂漠♪と唄い大ヒットした曲だ。

が、この夏は♪歩いていけない東京砂漠♪となった。

そんな猛暑の夏を乗り切るために様々な対策がとられたが、国や行政の対策はともかく、個々にも様々な暑さを乗り切る工夫がなされたようだ。

僕の知る限り、猛暑を乗り切る手立てが最も豪華だったのは、７月、８月の２カ月間、軽井沢の貸別荘を借り切って優雅な夏を過ごしたＴ君夫妻だ。

いくつかの企業の顧問をしているＴ君は、月に２度の役員会に顔を出せばよいとあって、軽井沢で日中はゴルフ、奥様はテニス、夕方には夫婦で大賀ホールでのクラシック音楽鑑賞を楽しむそうだ。

実に優雅でうらやましいことだ。

８月初旬、僕ら夫婦が葉加瀬太郎のコンサートを楽しむために訪れた今年２度目の大賀ホールで、偶然にもロビーでばったり出会ったことで、Ｔ君夫妻の優雅な夏を知ったのだった。

ちなみにＴ君とは僕が独立前に勤務していたＲ社の同僚で、25年振りの偶然の再会だった。

「てらさん、来年の夏は軽井沢に長期滞在をされてはいかがですか？」

「Ｔさん、ちなみに貸別荘って如何ほどなんですか？」

「ひと月分で大体200万円ぐらいです」

「...」

まだある。

これはお金がかからない乗り切る工夫だ。

Ｎ君（この春、定年退職し、自称クリーニング中の毎日だという）は、朝５時から１時間の散歩、帰宅後シャワーを浴びてスッキリした後、朝ご飯（ご飯に味噌汁の純日本型朝食）を済ませて近所の図書館を訪れる。そこで、奥さんが愛情込めて

*㈱エイム・コンサルツ 代表取締役

握ってくれたおにぎり（昼食用）を広げて「自分史」の執筆（というより入力）に取りかかる。

館内はほどよいエアコンの風が漂い、静かな雰囲気の中、執筆に集中できるとか。

Ｎ君曰く、「自宅では何かと雑念が入り、自分に甘えてしまうが、図書館では周囲に人がいることで、逆に集中力が高まるんだ」と。

そう言えば、僕も高校時代、休日は図書館でよく勉強したものだ。

もっとも僕の場合は不純な動機も含まれていて、同じように図書館で勉強している女子高生の中に、気になる娘を見つけ、遠くからチラ見するのが楽しみだった。純な僕だった（笑）。

Ｎ君の話は続く。

「自分史を書き出したら、逆にアレもすれば良かった！　コレもやりたかった！などの後悔を感じることが結構あるんだね。それをカミさんに話したら『だったらやればいいのよ、まだまだこれから時間はあるんだから』ということで、今、自分史を書きながら『これからやりたい自分史』も同時に書き始めたんだ。これが実に楽しいんだ」

「え、そうなんだ。それを読ましてよ！何だか楽しそうじゃん」

「まだまだ当分は非公開だな、だって恥ずかしいもん」

Ｎ君の弾ける笑顔が爽やかな夏時間だった。

まだまだ夢多きN君だ。

さて、僕の猛暑対策の最初のコレとは、「ビール」である。

元々ビールが大好きな僕は四季に関係なく、年中ビールを楽しんでいる。しかし、今夏の暑さは尋常ではなかった。

１日の仕事を終え、仕事仲間たちとの一杯のビールは至福のときだ。

キーンと冷えた生ビールは猛暑に仏

「お疲れさま！」の言葉を合図にジョッキを傾ける瞬間、グイッと飲んだときの喉元を過ぎる清涼感、飲み干したときの「プハー」と発する満足感、まさに真夏の王様である。

仲間たちと飲む予定のないときは我が家へまっしぐらに帰り、ひと風呂浴びてから食卓に着いて42年連れ添っている妻と二人での乾杯がまた至福の時間だ。

ビールのお供は枝豆、あるいはそら豆、そしてチーズだ。

とりわけカマンベールとトリュフが見事にコラボされたチーズはビールとの相性が実にいい。

プシュッと音を立てて缶ビールの栓を抜き、妻と「カンパーイ」。

元来、アルコールに強くない妻が今夏は「ビールが美味しい」と言ってくれるのは呑兵衛の僕にとっては心強い味方だ。

左：チョットおしゃれなビール
右：軽井沢に来たらビールはコレ！

さてさて、僕の猛暑対策の二番手というより、真打ちかも知れないコレとは、「かき氷」である。

この旗印を知らない方はいないと思う。

言わずと知れた「氷旗」である。

氷旗

「ここにかき氷があるよ！」と主張しているかのような旗である。この旗を見ただけで涼しくなり、汗が引いていくような不思議な旗である。

そしてすごいことに何十年もデザインが変わらないことだ。

極めて単純なデザインで、赤い色で「氷」の一文字だけだ。何でも明治時代から使われて続いている旗だそうだ。

氷旗を見ると子供時代を呼び起こすものがある。

学校帰りに友達たちと立ち寄った駄菓子屋の軒先で、オバサンが手回しのかき氷器でシャカシャカと小気味よい音を立てながら、左手にかざしたガラスの器にみるみるうちに雪山のような白い氷の山を積みあげていく様は、子供だった僕らには魔法のように思え、ワクワクしながらオバサンの「ハイ、お待たせ！」という言葉を待ったものだ。

お小遣いがないときでもジッとかき氷器を見つめていると、最後に薄っぺらになった氷のかけらを「ほら、あげるよ！」とオバサンが僕らに差し出してくれる。

当時の僕らにはオバサンが天使に見えたものだった。

猛暑の中、仕事などで街中を歩いているとき、あの「氷旗」に時折出会うと、僕にはあの天使のようなオバサンとかき氷が目に浮かんでくるのである。

どうしてもそのままやり過ごすことができないのだ。

手元の時計を見て「あと20分以上はあるな。よし間に合う！」瞬時に反応して僕はその「氷旗」が掲げられている店に吸い込まれてしまう。

もちろん、あの天使のようなオバサンはいないのだが。

逆に腕時計を見て、「あと10分もない、これは無理だなぁ、残念！」

「氷旗」の誘惑を断腸の思いで振り切って、というより未練たらたらであきらめるかのどちらかだ。

８月に入って最初の休日のことだった。

妻とショッピングモールに出かけたときのことだ。

家庭用品のフロアを妻に連れられてヨタヨタ歩いていると、妻が指さして「あなた、家庭用の「かき氷器」があるわよ！」とニコニコ笑いながら言う。

そこには深紅のボディが魅力的な「かき氷器」が陳列されていた。そして「大人のふわふわかき氷器」という、これも魅力的なネーミングだ。

しばし見とれていると、「これってどんな氷もOKって！　それに電動だから楽にかき氷ができるかも？！　3,600円だって」

もう買うしかない。

この日は電動かき氷器との運命的出会いの瞬間だった。

その日から猛暑の今夏は「大人のふわふわかき氷器」が僕にとって得難いパートナーになったのは言うまでもない。

そして、その「かき氷器」にとって欠かせないパートナーが、かき氷にかけるシロップである。最初は、シロップはどこのものでも大差ないと思っていたら、そうでもなかった。

甘過ぎるシロップ、いかにも合成品的な味のシロップ、食後感が今一つのシロップ、様々だ。

いろんな銘柄のシロップをトライしたこだわり屋の僕が選んだのは、某M屋の「マイシロップ」だ。

「大人のふわふわかき氷器」は上下2段の組み合わせになっていて、下段のBOXに近所のスーパーで買い求めた氷を3～4個を入れ、そのBOXの上段に刃のついたミキサーを被せ、スイッチを入れると、あの子供時代の懐かしいシャカシャカ～ガリガリという小気味よい音と共にBOXから真っ白なかき氷がガラス器に降り注ぎ、あっという間に雪山ができる。

至福の時間の誕生である。

富士山のような雪山にシロップを円を描くようにゆっくりかけると、瞬く間に赤い富士山になったり（イチゴ味のあまおうシロップ）、あるいは緑の富士山（宇治抹茶シロップ）になるのである。

自家製かき氷はコレだ！

しかも宇治抹茶のときは、抹茶の粉末をかけると、一味違う大人のかき氷となるから実に楽しい。

そして何よりもいつでも好きなときにいくらでもそしてリーズナブルに味わうことが出来るからなおさら嬉しい。

今夏は朝のウォーキングから戻ったとき、庭の草取りに汗を流したとき、午後の3時の休息タイムのとき、食後のデザート代わりに、そして何よりも「今、食べたい！」と思ったとき。

僕は子供時代の僕に帰り、童心に帰ることができる。

今夏の猛暑は僕に「かき氷」というプレゼントをもたらしてくれた。

暦は9月。

秋はそこまで来ている。

さぁ、秋のコレ！　に出会えるのが楽しみだ。

製品紹介

製 品 名	ホイールローダー「WA900－8R」	コマツ
発売年月	2019年7月	

■概要

コマツは、最新技術を随所に織り込んだホイールローダー「WA900－8R」を発売しました。

当該機は、作業負荷に応じた最適なパワー供給システムと低燃費油圧システムにより無駄な燃料消費を抑えることで、燃料消費量を当社従来機に比べ10%低減（※1）するなど、生産性と燃費性能の両方で高いレベルを実現しています。

また、優れた掘削性を有した新形状のバケットを標準装備し、掘削時に対象物が滑らかにバケット内へ入っていくよう形状を見直したことで、作業効率を向上させています。さらに、同じく標準装備している二つの自動制御機能で稼働をサポートします。オート掘削機能は、作業機にかかる負荷を感知し作業機を自動制御することで掘削開始からすくい込みまでをアクセルのみで操作できます。また、セミオートアプローチ＆ダンプシステムは、Vシェーブローディング中にダンプトラックへ近づくと自動で作業機が上昇し、セミオート排土開始スイッチを押すだけで積み込み作業が可能です。オペレーターの熟練度に関係なく安定した積み込み量を確保し、生産性の向上と疲労軽減に貢献します。

※1.当社従来機との比較（当社テスト基準による）。実作業では作業条件により異なる場合があります。

■主な特長

1.環境、経済性

(1) 燃料消費量10％低減

先進のクリーン＆エコノミー設計により高効率作業を実現。大容量トルクコンバータの採用や、作業負荷に応じてエンジン・パワートレイン・油圧システムをトータルに最適コントロールする「コマツスマートローダロジック」、さらに可変容量ポンプを組み合わせることで作業機に必要な油量を最適化できる低燃費油圧システムの「クローズドセンタロードセンシングシステム」の搭載により、生産性と燃費性能の両方で高いレベルを達成しています。

(2) 新形状バケット

優れた掘削性を有した新開発のバケットを標準装備。掘削時に対象物が滑らかにバケット内に入っていくよう形状を見直したことで、作業効率が向上しています。

(3) タイヤスリップコントロールシステム

センサーがタイヤのスリップを検知すると駆動力を抑制し、タイヤのスリップを防止するタイヤスリップコントロールシステムを新たに搭載。摩耗の低減、タイヤカット防止につながることでタイヤ寿命延長を実現します。

2.ICT

(1) KOMTRAX Plus

鉱山向け大型機械の管理システムであるKOMTRAX Plusは、衛星通信経由により遠隔地からでも車両の「健康状態」や「稼働状態」を把握。機械トラブルを未然に防止することで、車両管理業務の効率化を図ります。また、燃料消費量やアイドリングなどの作業情報をもとにした省エネ運転支援レポートなど、お客様に有益な情報を提供します。

(2) 高精彩7インチ液晶マルチモニター

新搭載の高精彩7インチ液晶マルチモニターでは、必要な情報を必要なときに表示。省エネ運転をサポートするエコガイダンスとエコゲージをリアルタイムでオペレーターに知らせることで燃費効率の良い運転が可能になるほか、車体の状態をモニタリングできる異常チェック機能を搭載し、万一の異常発生時には、モニターでスピーディーにチェックし休車時間を最小限に抑えるサポートをします。

3.快適性・安心

(1) オート掘削

作業機にかかる負荷を感知し作業機を自動制御。掘削開始からすくい込みまでがアクセルのみで操作できます。オペレーターの熟練度に関係なく安定した積み込み量を確保できるため、生産性の向上と疲労軽減に貢献します。

(2) セミオートアプローチ＆ダンプシステム

Vシェーブローディング中にダンプトラックへ近づくと自動で作業機が上昇。セミオート排土開始スイッチを押すだけで積み込み作業が可能です。オート掘削機能と併用することで、積み込み作業が容易になりオペレーターの疲労を最小限に抑えます。

(3) リヤービューカメラ、カラーリヤービューモニター、KomVision（機械周囲カメラシステム）

標準装備のリヤービューカメラとカラーリヤービューモニターにより、後方の安全確認をサポート。カラーリヤービューモニターは7インチの液晶ディスプレイモニターで車両の後方を鮮明に確認できるほか、輝度調整スイッチによりオペレーターが明るさを微調整できます。また、KomVisionシステム（オプション）は、車両の前後左右に装着される6台のカメラを用いて車両周囲をモニター上に表示します。さらにKomVisionレーダ（オプション）を付け加えると、車両周辺の障害物を検出し、警告ブザーを鳴らしてオペレーターに知らせることでさらなる安全性追求に貢献します。

■問合せ先

コマツ コーポレートコミュニケーション部
〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6
TEL：03-5561-2616

■主な仕様

項目	単位	WA900-8R
運転質量	kg	116,400
エンジン定格出力 ネット	kW［PS］/rpm	671［912］/ 2,050
バケット容量 山刃ロック（チップ式ツース付）/山刃ロック（ツース付オプション）	㎥	13.0 / 11.5
最大掘起力（バケットシリンダ）	kN［kgf］	705［71,900］
全長/全幅（バケット幅）/全高	mm	15,355 / 4,935 / 5,600
ダンピングクリアランス（45度前傾爪先端まで）	mm	4,610
ダンピングリーチ（45度前傾爪先端まで）	mm	2,685
最小旋回半径（最外輪中心）	mm	9,880

ホイールローダー「WA900－8R」

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

Topics

平成30年度　考案賞受賞企業を訪ねて

第１回 金賞受賞「ブレーキドラム脱着治具」

考案者：大阪府支部　トヨタＬ＆Ｆ近畿株式会社
和田芳松・谷川貴士

本号より、平成30年考案賞入賞作品中、金賞、銀賞を受賞された作品を、考案者の方に直接お話を伺い、考案に至った理由やご苦労等のよもやま話をシリーズで紹介します。
まず、トップバッターは金賞を受賞されたトヨタＬ＆Ｆ近畿株式会社様です。
（なお、受賞作品の詳細内容は、機関誌第242号－2019年７月号－76頁をご覧ください）

■　会社概要

トヨタＬ＆Ｆ近畿㈱は1966年に設立され、産業車両の販売から物流システムの構築、メンテナンス等幅広い事業を展開しています。現在は大阪府此花区に本社を置き、滋賀・京都・大阪の３府県をカバーしています。

基本理念「お客様と共に未来を紡ぐ　～すべては伝承の上に成り立つ～」を合言葉にお客様へのソリューション営業を実践しています。

■　受賞作品

・「ブレーキドラム脱着装置」

フォークリフトのブレーキドラムを、取り外しから取付けまでの間、ドラムを全く手に持たないで作業できる治具。

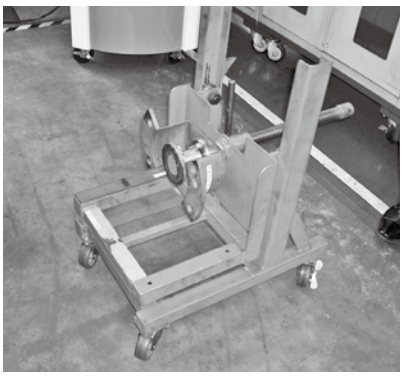

装置全景

■　考案者の横顔

今回は考案者の谷川貴士様と上職である和田芳松様に取材させていただきました。

谷川様はメンテナンス部技術グループに所属する入社23年のマネージャーで、主な担当業務は技術指導です。

営業副本部長兼メンテナンス部長である和田様は、さまざまな場面で谷川様を支援されたそうです。

考案者の谷川様（右）と上職の和田様（左）

■　考案に至った理由

主力商品であるフォークリフトのブレーキドラムは約55kg（３tクラス）～70Kg（4.5tクラス）とかなりの重量物です。

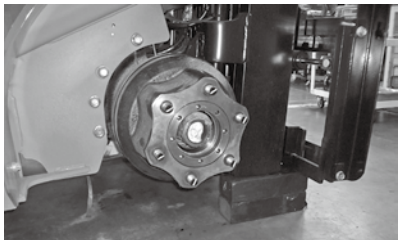

ブレーキドラム部（ホイールを外した後）

整備時はこのドラムを作業員一人で保持し（まるでウエイトリフティング！）、脱着作業を実施していました。

重量物の脱着を狭い空間で実施することで、挟まれや擦り傷等の事故が過去に発生しただけでなく、不安定な作業姿勢がもとで腰を痛める可能性があり、この不安を払拭するため、トップダウンで「安全最優先」の改善指示があり、リーダーとして取り組んだのが、谷川さんです。

■　考案に際して苦心した点

谷川さんは、この指示を受け、まず「作業員がドラムを全く保持しないで脱着する」を大方針に掲げました。

この困難な課題を解決すべく、まず実作業を行う協力業者と意見交換し、解決すべき課題を探りました。

さらに和田副本部長と打合せを繰り返し、１年以上の年月をかけ、試作を３回行い、「全く保持しない」治具が完成しました。

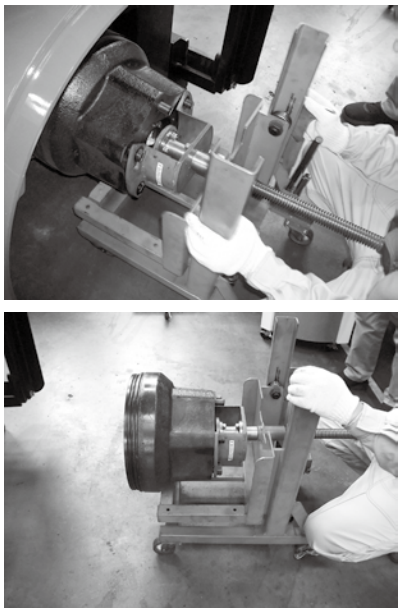

装置挿入（上）と外した取り出したドラムの保持状況（下）

最大の課題だったのは、ドラム形状が容量により異なるので、すべての機種に対応するように治具のアタッチメントを増やすと、作業員の手間がかかり、使用されない可能性が考えられたことでした。

これに対し、谷川さんは、フォークリフトのうち、整備台数の多い３t～４tに絞り、アッタチメントを２種類に絞り込みました。

現在この治具を使用できる対象機械は、約4,300台もあります。

■　考案した治具の効果

新人・ベテランの作業員のへだてなく使用でき、こつが不要となり、なによりも作業員は、自ら進んでこの治具を使用しているとのことです（あると便利な治具ではなく、なければ困る治具になっている）。

また、ケガや腰を痛める事故も発生しておらず、早くも作業員からは、６t～８tクラスの大容量機種の脱着装置を制作してほしい旨の声が上がっています。

■　取材を終えて

取材後に、谷川さんの話された「今の治具もまだ完成品ではなく、さらにステップアップを考えたい」という姿勢には頭が下がります。

また、安全に対する上職者の妥協のない姿勢も、谷川さんを大いに奮い立たせたものと感じました。

今後も改善のサークルを回して、安全作業に寄与する治具を考案されることを期待しております。（次年度も是非、考案賞に応募してください！）

［広報部：水島　記］

建　荷　協　の　動　き

（令和元年８月１日～令和元年９月30日）

常設委員会

令和元年度第２回特自検委員会

月　日：令和元年９月11日（水）
場　所：建荷協本部会議室
議　事：

1．令和元年度強調月間実施に関して
2．令和元年第１回新任巡回指導員研修会報告
　• 新巡回指導員マニュアル改訂版の紹介
3．ブロック別巡回指導員情報交換会まとめ
4．支部窓口資料
5．その他
　• 電子記録表の開発状況介

令和元年度第２回検査･整備技術委員会

月　日：令和元年９月20日（金）
場　所：建荷協本部会議室
議　事：

1．令和元年度検査・整備技術委員会活動経過報告
2．強調月間広告について
3．考案賞、現地調査について
4．定期自主検査指針の見直しの進捗状況と中間報告

令和元年度第２回研修委員会

月　日：令和元年９月27日（水）
場　所：住友建機株式会社 千葉工場
議　事：

1．令和元年度の研修・教育実績について
2．本部研修について
　• 「検査業者業務点検コース」講師養成研修
　• 「月次定期自主検査（車両系建機）コース」講師研修
　• 「月次定期自主検査（車両系建機）コース」開催のご案内
　• 令和元年度本部研修日程
3．委員会日程

令和元年度第３回広報委員会

月　日：令和元年９月13日（金）
場　所：建荷協本部会議室
議　事：

1．前回議事録の確認（2019．7．19：2019年度第２回）
2．機関誌中期編集計画の検討（244号11月号～246号2020年３月号）
3．製品紹介（244号掲載分，他在庫）
4．イラスト災害事例の検討（244号掲載用初回案）
5．令和元年特自検強調月間リーフレット・ポスターの制作
6．令和元年特自検強調月間広告について
7．令和２年版年間ポスター制作
8．令和２年版年間リーフレットおよびイラスト版ポスター制作
9．令和元年度工場取材見学会について
10．令和元年度広報委員会開催スケジュール
11．令和元年度広報委員会名簿

会員入会状況

令和元年８月１日から令和元年９月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会員数（社）			
		令和元年７月末会員数	令和元年８月１日～令和元年９月30日間異動		令和元年９月末会員数
			入会	退会	
正会員	製造業	26			26
	建設業	291	1	1	291
	荷役業	86			86
	製造工業等	45		1	44
	リース･レンタル	654	1		655
	検査･整備業	2,911	3	3	2,911
	その他業種	183		1	182
賛助会員		15			15
総数		4,211	5	6	4,210

新入会員名簿

会員番号	名称	〒	所在地	電話番号
30878	㈱柿崎工務所	996-0025	山形県新庄市若葉町５－５	0233-22-1537
61249	㈱相建開発	252-0325	神奈川県相模原市南区新磯野2040	042-766-6492
76232	㈱山工社	990-0057	山形県山形市宮町三丁目２－８	023-622-0933
76233	住友ﾅｺﾌｫｰｸﾘﾌﾄ販売㈱岐阜支店　岐阜営業所	501-6035	岐阜県羽島郡笠松町円城寺19番地	058-387-9700
76234	豊富産業㈱	936-0857	富山県滑川市下梅沢1341	076-475-4645

2019年度
特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

2019年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表１・２及び３のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

１．特定自主検査者資格取得研修（別表１）

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

２．特定自主検査者能力向上教育（別表２）

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね５年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

３．実務研修及び安全教育（別表３）

• 実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの２種類のコースがあります。

• 実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの２種類のコースがあります。

• 実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

• 安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※　なお、能力向上教育及び実務研修につきましては、協会創立40周年を記念してキャンペーン価格となっております。

是非この機会に大勢の方に受講していただくようお待ちしております。

2019年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表１）

（2019.10.01現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械 整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	9 /11～13 EF					
	青　森	9 /20～21 EF			10/11～12 EF		
	岩　手						
	宮　城						
	秋　田				5 / 9 ～10 EF		
	山　形						
	福　島						
関東地区	茨　城	4 / 8 ～ 9 EF			5 / 9 ～10 EF		
	栃　木	4 / 6 ～ 7 EF			4 /18～19 EF		
	群　馬	10/18～19 EF					
	埼　玉	8 /21～23 EF			2 / 5 ～ 7 EF		
	千　葉	4 / 4 ～ 6 EF	9 /12～14 EF		7 /23～25 EF		
	東　京	7 /18～20 EF	10/17～19 EF				
	神奈川	7 / 4 ～ 6 EF	11/14～16 EF		8 /26～28 EF		
中部地区	新　潟						
	富　山						
	石　川						
	福　井						
	山　梨						
	長　野	11/ 6 ～ 8 EF					
	岐　阜						
	静　岡	6 /20～21 EF			4 /18～19 EF		
	愛　知	3 /12～14 EF			3 / 3 ～ 5 EF		
	三　重	10/18～20 EF			9 /27～29 EF		
近畿地区	滋　賀						
	京　都						
	大　阪	2 /17～23 EF					
	兵　庫						
	奈　良						
	和歌山						
中国地区	鳥　取						
	島　根						
	岡　山	8 /26～27 EF			6 / 3 ～ 4 EF		
	広　島				10/24～25 EF		
	山　口	4 /19～20 EF			10/18～19 EF		
四国地区	徳　島						
	香　川						
	愛　媛	9 /13～14 EFG			7 /26～27 EF		
	高　知						
九州・沖縄地区	福　岡	9 /12～14 EFG			7 /11～12 EF		
	佐　賀	10/ 9 ～10 EF			6 / 6 ～ 7 EF		
	長　崎						
	熊　本	10/26～27 EFG					
	大　分						
	宮　崎						
	鹿児島						
	沖　縄						

注１　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注２　表中、Ｅは14時間、Ｆは9.5時間、Ｇは5.5時間の受講時間を示します。
注３　表中の網掛けは終了した研修を示します。

2019年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表１）

（2019.10.01現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青　森				10/18～19 EF	
	岩　手					
	宮　城					
	秋　田		4 /25～26 EF			
	山　形					
	福　島					
関東地区	茨　城		1 /29～30 EF		9 /12～13 EF	
	栃　木			10/11～12 EF		
	群　馬				9 /11～12 EF	
	埼　玉		6 /18～20 EF		1 /29～31 EF	
	千　葉	8 /26～28 EF			7 /10～12 EF	
	東　京				6 /20～22 EF	9 /12～14 EF
	神奈川		6 /26～28 EF		3 / 5 ～ 7 EF	
中部地区	新　潟					
	富　山					
	石　川					
	福　井					
	山　梨					
	長　野					
	岐　阜					
	静　岡				10/18～19 EF	11/ 7 ～ 8 EF
	愛　知					
	三　重		7 / 5 ～ 7 EF		11/15～17 EF	
近畿地区	滋　賀					
	京　都					
	大　阪					
	兵　庫					
	奈　良					
	和歌山					
中国地区	鳥　取				9 /18～20 F	
	島　根					
	岡　山					
	広　島					
	山　口		7 /18～20 F		6 / 6 ～ 8 F	
四国地区	徳　島					
	香　川					
	愛　媛				5 /24～25 EF	
	高　知					
九州・沖縄地区	福　岡				11/15～17 EF	
	佐　賀		7 / 3 ～ 4 EF			
	長　崎					
	熊　本					
	大　分					
	宮　崎					
	鹿児島					
	沖　縄					

注１　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注２　表中、Ｅは14時間、Ｆは9.5時間、Ｇは5.5時間の受講時間を示します。
注３　表中の網掛けは終了した研修を示します。

2019年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表１）

（2019.10.01現在）

地区	支部	フォークリフト					車両系建設機械	
							整地・運搬・積込・掘削・解体用機械	
北海道・東北地区	北海道	5/22～24 BCD	7/3～5 BCD	9/2～6 A	9/3～6 BC		6/12～14 BC	9/18～20 BC
	青　森	7/18～20 BCD					6/19～23 ABC	
	岩　手	6/17～19 BC					7/11～19 ABC	
	宮　城	6/13～15 BC					5/23～25 BC	
	秋　田	7/12～14 BC					7/24～28 ABC	
	山　形	10/23～25 BCD					8/27～29 BC	
	福　島	7/24～26 BC					9/5～7 BC	
関東地区	茨　城	6/17～21 ABC	10/16～18 BC				7/8～12 ABC	
	栃　木	7/5～7 BC					8/6～8 BC	
	群　馬	7/12～14 BCD					9/6～8 BC	
	埼　玉	7/22～26 ABCD	3/9～13 ABCD				12/2～6 ABC	
	千　葉	6/20～22 BC	12/5～7 BC				3/10～12 BC	
	東　京	6/12～16 ABC						
	神奈川	6/20～22 BC	10/24～26 BC				8/19～21 BC	
中部地区	新　潟	6/12～16 ABCD	7/18～20 BCD				7/4～6 BC	
	富　山	7/4～6 BC					6/20～22 BC	
	石　川	6/21～23 BC						
	福　井	7/4～7 BC					5/23～25 BC	
	山　梨							
	長　野	7/3～5 BCD					9/11～13 BC	
	岐　阜	9/25～27 BC					5/27～31 ABC	
	静　岡	6/11～15 ABC	9/11～13 BC				5/21～25 ABC	12/10～12 BC
	愛　知	6/21～23 BCD	9/19～23 ABC				9/25～27 BC	
	三　重	9/6～8 BCD					5/31～6/2 BC	
近畿地区	滋　賀	2/19～21 BCD						
	京　都	9/19～21 BC						
	大　阪	5/27～6/2 ABCD	10/17～27 BC					
	兵　庫	7/4～6 BCD					6/6～8 BC	
	奈　良						9/19～21 BC	
	和歌山	6/20～22 BC						
中国地区	鳥　取							
	島　根	7/3～5 BC	7/17～19 BC					
	岡　山	6/24～28 ABC	3/16～18 BC				10/28～11/1 ABC	
	広　島	11/7～9 BC					10/7～11 ABC	
	山　口	9/19～21 BC					5/16～18 BC	
四国地区	徳　島							
	香　川							
	愛　媛	6/13～15 BCD	1/16～18 BCD					
	高　知						8/28～30 BC	
九州・沖縄地区	福　岡	6/19～23 ABCD	7/18～20 BCD	1/16～18 BCD			2/19～21 BC	
	佐　賀	2/4～6 BC						
	長　崎	6/27～29 BC					6/6～8 BC	
	熊　本	7/13～21 ABCD					1/31～2/9 ABC	
	大　分	6/20～22 BC					8/28～9/1 ABC	
	宮　崎	7/17～21 ABC					9/11～15 ABC	
	鹿児島	7/10～14 ABC					10/23～27 ABC	
	沖　縄	7/3～7 ABC					6/12～16 ABC	

注１　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注２　表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。
注３　表中の網掛けは終了した研修を示します。

2019年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表１）

（2019.10.01現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道			8 /21～23 BC	6 / 5 ～ 7 BC	7 /17～19 BC
	青　森				9 /11～15 ABC	
	岩　手				9 /17～19 BC	
	宮　城				7 /16～18 BC	
	秋　田				9 /24～26 BC	
	山　形				5 /28～30 BC	
	福　島				9 /26～28 BC	
関東地区	茨　城		1 /20～22 BC		10/ 8 ～10 BC	
	栃　木			7 /21～23 BC	8 /28～30 BC	
	群　馬				6 /18～20 BC	
	埼　玉	10/28～11/ 1 ABC	6 /17～21 ABC		2 /17～21 ABC	
	千　葉	2 /18～20 BC			9 /24～26 BC	
	東　京				11/ 7 ～ 9 BC	
	神奈川		11/27～29 BC		1 /16～18 BC	
中部地区	新　潟				6 / 6 ～ 8 BC	
	富　山					
	石　川				7 /19～21 BC	
	福　井				9 /12～14 BC	
	山　梨					
	長　野				6 /19～21 BC	
	岐　阜				6 / 4 ～ 6 BC	
	静　岡				9 /26～28 BC	10/23～25 BC
	愛　知				6 /28～30 BC	11/ 8 ～10 BC
	三　重				6 /21～23 BC	
近畿地区	滋　賀					
	京　都				7 /11～13 BC	
	大　阪				9 / 4 ～ 6 BC	
	兵　庫	3 / 5 ～ 7 BC			3 /12～14 BC	
	奈　良					
	和歌山					
中国地区	鳥　取				9 /18～20 BC	
	島　根				11/12～14 BC	
	岡　山	12/ 2 ～ 4 BC			7 /10～12 BC	2 /17～21 ABC
	広　島				9 / 5 ～ 7 BC	
	山　口		7 /18～20 BC		6 / 6 ～ 8 BC	
四国地区	徳　島					
	香　川					
	愛　媛				10/17～19 BC	
	高　知					
九州・沖縄地区	福　岡				10/23～27 ABC	
	佐　賀				8 / 6 ～ 8 BC	
	長　崎					
	熊　本					
	大　分				10/11～13 BC	
	宮　崎				10/10～12 BC	
	鹿児島				5 /29～ 6 / 2 ABC	
	沖　縄			2 / 5 ～ 9 ABC	10/23～27 ABC	

注１　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注２　表中、A は35時間、B は21時間、C は18時間、D は13時間の受講時間を示します。
注３　表中の網掛けは終了した研修を示します。

2019年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表2）

（2019.10.01現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械 整地・運搬・積込、掘削及び解体用			車両系建設機械 基礎工事用		車両系建設機械 締固め用		車両系建設機械 コンクリート打設用	高所作業車	
北海道・東北地区	北海道	6 /11				6 /18	7 /25							7 / 9	
	青　森	3 / 4				3 /11									
	岩　手	7 / 9				9 / 2									
	宮　城	10/11				6 / 7								8 /23	
	秋　田	9 /19				6 /13	10/29							8 /27	
	山　形	11/ 6				9 /19									
	福　島	6 /25	11/14			6 /20	11/13				8 /22		8 /28	7 /18	
関東地区	茨　城	4 /19	12/12			5 /23	2 / 5				7 /23			9 /11	
	栃　木	6 / 6				6 /21							6 /16	12/11	
	群　馬	10/15				4 /22	10/10								
	埼　玉	6 /12	10/ 9			9 / 4	3 /18		11/ 7		3 / 3			5/15	
	千　葉	6 /11				6 /27									
	東　京	9 / 4												10/23	
	神奈川	12/13				7 /19									
中部地区	新　潟	7 /26	8 /21	9 /12		7 /29	8 /28	9 / 4						9 /11	
	富　山	9 /18				8 / 6	9 /10								
	石　川	8 / 7				6 /12								8 /21	
	福　井	6 /18				6 /11								8 /27	
	山　梨	7 /23				6 /25									
	長　野	8 /23				7 /20	9 /19								
	岐　阜	2 / 5				6 /18									
	静　岡	1 /23	2 / 8			8 / 1	9 /21				6 / 1			6 /27	
	愛　知	7 /17				7 / 4	7 /24				7 /11			7 / 2	
	三　重	9 / 4	9 /11			5 / 8								7 /24	
近畿地区	滋　賀	10/30													
	京　都	9 /18				2 /26								11/20	
	大　阪	1 /22				11/20								11/13	
	兵　庫	6 /20	10/24			6 /27	8 /22						11/15	2 /19	
	奈　良														
	和歌山					9 / 7									
中国地区	鳥　取	9 / 6				11/22									
	島　根	1 /22													
	岡　山	9 /27	10/11			9 /12	11/11	11/20						10/23	
	広　島	6 /12	6 /20	6 /26		7 / 4	7 /11	7 /18						7 / 2	7 /23
	山　口					12/14								11/16	
四国地区	徳　島					5 /28									
	香　川	9 /14													
	愛　媛	7 /20				8 /31								10/12	
	高　知					9 /12									
九州・沖縄地区	福　岡	8 / 8				2 / 7								12/11	
	佐　賀	11/21				11/21					9 /12			9 /12	
	長　崎	4 /26	8 / 9	3 /26		4 /25	9 / 6	11/14	7 /10	1 / 9	8 /21	12/20	11/22	5 /29	1 /10
	熊　本	9 /14				1 /18									
	大　分	11/16				10/26									
	宮　崎	7 /13				6 / 8	7 / 5							1 /11	
	鹿児島	9 / 7				8 /17	10/19								
	沖　縄	1 /17				5 /27	5 /28	12/13					6 /28	8 /23	

注1　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注2　表中の網掛けは終了した教育を示します。

2019年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表（別表３）

（2019.10.01現在）

地区	支部	実務研修											安全教育			
		記録表作成コース						月次定期自主検査（フォークリフト）			業務点検コース		建機付属クレーン部分		ショベルローダー等	
		座学			実技			座学		実技						
北海道・東北地区	北海道	10/ 8											7 / 8	7 /26		
	青　森	11/ 2	11/13								8 /28		10/23	12/ 7	6 / 5	
	岩　手		11/22		6 / 6	9 /11							11/ 8			
	宮　城	9 /13	11/22										11/29			
	秋　田		8 /29								6 /25	2 /19	5 /13	2 /26		
	山　形				6 /11	7 /23				9 /10			7 / 3			
	福　島	6 /11											8 / 8			
関東地区	茨　城				8 /26	1 /15					10/29		5 /27		1 / 9	
	栃　木				11/26						10/17		9 /14		2 / 7	
	群　馬	6 /13									10/24		11/18			
	埼　玉	11/13						12/11			7 / 3		7 /10			
	千　葉	1 /28									11/ 6		8 / 7	12/11		
	東　京															
	神奈川	8 /5	10/ 8	10/30				9 /20			9 / 5	11/ 7	10/11			
中部地区	新　潟	10/ 2									10/16		8 / 7			
	富　山	7 /18														
	石　川	4 /19	7 /12	9 /19									10/23			
	福　井										2 /19		6 /27			
	山　梨										9 /19		11/26			
	長　野	7 /19											7 / 9			
	岐　阜				6 /19	11/13					9 /11		7 /10		7 /17	
	静　岡		9 / 7	10/10							11/14		6 / 6	1 /25	2 /13	
		11/ 2	12/ 5	1 /11												
	愛　知	8 / 6			8 / 1						11/26		9 /11		8 /28	
	三　重	4 /23						12/ 7			1 / 8		5 /11			
近畿地区	滋　賀										11/21					
	京　都	8 / 2											10/18			
	大　阪															
	兵　庫	5 /23	10/16					2 /21			8 /21		5 /30		9 /11	
	奈　良												11/12			
	和歌山												11/ 9			
中国地区	鳥　取	8 / 9														
	島　根	2 /20											6 /25			
	岡　山				7 / 1								8 / 8			
	広　島				7 / 9	2 / 4									6 / 7	
	山　口												8 /24			
四国地区	徳　島							11/14					5 /27			
	香　川	6 /29											4 /27			
	愛　媛	4 /20			11/30								4 /13			
	高　知												6 /28			
九州・沖縄地区	福　岡				9 / 6								11/22			
	佐　賀	8 /21									9 / 4		6 /13			
	長　崎	6 /26			11/13					6 /12	10/18		12/13			
	熊　本	6 /22	12/ 7								8 /17		11/16			
	大　分	7 / 6						7 /20					6 / 8			
	宮　崎	6 / 1	2 / 1		5 /18						8 / 2		4 /20		4 /13	
	鹿児島	10/20	12/ 7					6 /22					8 / 3	10/18		
	沖　縄	9 / 6						5 /17			7 /26		8 / 2			

注１　研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注２　表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

2019年度 運転技能講習予定表

（2019.10.01現在）

●フォークリフト												
秋　田	4 /26～		6 /14～			9 /13～						
茨　城	4 / 9 ～	5 /13～	6 /10～	7 /10～	8 /20～	9 /11～	10/11～	11/13～	12/11～	1 /14～	2 /11～	3 / 9 ～
石　川		5 /23～				9 / 5 ～						
山　梨		5 /11～		7 /13～		9 / 7 ～		11/ 9 ～				
京　都			6 /10～									
大　阪	4 /10～	5 / 8 ～	6 / 5 ～	7 / 3 ～		9 /18～	10/ 9 ～	11/ 6 ～		1 /15～		3 / 4 ～
兵　庫	4 / 5 ～											
長　崎	4 /11～	5 / 9 ～	6 /13～	7 / 4 ～	8 / 1 ～	9 /12～	10/24～	11/ 7 ～	12/ 5 ～	1 /16～	2 / 6 ～	3 /12～
		5 /23～		7 /18～	8 /22～							
熊　本			6 / 1 ～		8 / 3 ～			11/ 2 ～	12/20～		2 /15～	
宮　崎	4 /24～	5 /22～	6 /19～		8 /21～		10/23～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵　庫						9 /12～						
鳥　取			6 /20～				10/17～					
島　根		5 /29～				9 / 5 ～						
長　崎	4 /18～						10/10～				2 /13～	

●車両系建設機械（解体用）												
鳥　取		5 /17～										

●不整地運搬車												
鳥　取				7 /18～								
島　根			6 /11～									

●高所作業車												
青　森	4 / 5 ～	5 /10～	6 / 7 ～	7 / 5 ～	8 /24～	9 / 6 ～	10/26～	11/ 8 ～	12/14～		2 /22～	3 / 6 ～
	4 /20～	5 /25～	6 /29～	7 /27～		9 /28～		11/16～				3 /14～
群　馬		5 /11～				9 /28～						
福　井	4 /17～					9 /25～						
滋　賀	4 / 3 ～		6 / 5 ～	7 / 3 ～		9 / 3 ～	10/ 8 ～		12/ 3 ～			
奈　良		5 /30～		7 /29～		9 /28～		11/26～				3 /23～
鳥　取	4 /17～				8 /21～			11/ 6 ～				
島　根						9 /19～						
沖　縄	4 /12～		6 /21～	7 /12～			10/18～	11/15～			2 /14～	

●小型移動式クレーン												
兵　庫				7 /18～								

注1　各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。
注2　表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔2019年度〕
各種研修の受講料

1　資格取得研修

（A）事業内検査者研修　　（B）検査業者検査員研修　　（単位：円）

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	45,400	50,100	41,400	46,100	40,400	45,100	71,400	76,100	51,400	56,100	49,400	54,100	48,400	53,100
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	56,700	67,800	52,700	63,800	—		86,700	97,800	65,700	76,800	61,700	72,800	—	
3 基礎工事用機械	53,600	61,800	49,600	57,800			83,600	91,800	61,600	69,800	57,600	65,800		
4 締固め用機械	47,300	53,200	43,300	49,200			73,300	79,200	53,300	59,200	51,300	57,200		
5 コンクリート打設用機械	59,600	66,300	54,600	61,300			104,600	111,300	74,600	81,300	72,600	79,300		
6 高所作業車	47,800	53,800	43,800	49,800			78,800	84,800	57,800	63,800	55,800	61,800		

2　能力向上教育　－創立40周年記念キャンペーン価格－

教育の種類	会員	一般
1 フォークリフト	8,200	10,300
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	8,900	11,400
3 基礎工事用機械	7,400	9,100
4 締固め用機械	6,500	7,800
5 コンクリート打設用機械	6,300	7,400
6 高所作業車	6,600	8,000

3　実務研修　－創立40周年記念キャンペーン価格－

研修の種類		座学コース		実技コース	
		会員	一般	会員	一般
記録表作成コース	フォークリフト	8,700	11,100	13,700	16,100
	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	10,200	13,600	15,200	18,600
	基礎工事用機械	10,200	13,600	15,200	18,600
	締固め用機械	10,000	13,200	15,000	18,200
	コンクリートポンプ車	10,000	13,200	15,000	18,200
	高所作業車	8,900	11,400	13,900	16,400
月次定期自主検査（フォークリフト）		6,150	7,300	11,150	12,300

検査業者業務点検コース	会員	一般
	5,500	6,300

4　安全教育

教育の種類	会員	一般
建機付属クレーン部分	6,800	7,300
ショベルローダー等	9,600	10,400

（注）1．上記受講料は税別です。別途消費税を申し受けます。
2．当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
3．本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
4．受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

お知らせ

建荷協（けんにきょう）発行図書等のご案内

２０１９年度版

安心と心のゆとり特自検

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会（略称　建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

（H25.6 改訂 C 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	200 円	300 円

特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

（H29.3 改訂 D 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	600 円	1000 円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査　実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年１回（不整地運搬車は２年に１回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリヤー」について、年１回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

特定自主検査済標章（事業内）

特定自主検査済標章（検査業）

定期検査済標章

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-31	300 円	900 円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-31		
定期自主検査済標章	BP-LRI-31		

【注記】 **検査済標章の色**は、**毎年１月１日**をもって**暦年ごとに変更**されます。旧年発行の標章は同日以降**使用できません**のでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

（H27.4 改訂 E 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	200 円	300 円

表記の価格は全て税別です。別途消費税を申し受けます。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第４５条第３項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	300 円	400 円
不整地運搬車	SG-GR-01	200 円	400 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	1600 円	2500 円
高所作業車	SG-HL-01	500 円	700 円
フォークリフト（月次）	SG-LC-11-A	200 円	300 円

検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SS-LC-03-F	1300 円	1900 円
油圧ショベル	SS-GE-03-D	1800 円	2700 円
トラクター・ショベル	SS-GE-04-D	500 円	700 円
ブル・ドーザー	SS-GE-05-D	200 円	300 円
解体用機械	SS-DM-01-B	2400 円	3700 円
締固め用機械	SS-RC-01-C	900 円	1400 円
コンクリートポンプ車	SS-CP-01-C	600 円	900 円
高所作業車	SS-HL-01-C	700 円	1000 円

検査結果の記録

特定（定期）自主検査記録表

特定（定期）自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

・記録表は３年間の保存義務があります。
・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。

品　名	会員価格	一般価格
特定（定期）自主検査記録表（1 セット 50 枚）	450 円	700 円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

（H31.3 改訂 P 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-P	1000 円	1500 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により３年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	100 円	150 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

・特定自主検査台帳　事業内用
　特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

・特定自主検査台帳　検査業者用
　特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳　事業内用	BC-ZC-04-A	500 円	750 円
特定自主検査台帳　検査業者用	BC-ZC-07	1500 円	2000 円

表記の価格は全て税別です。別途消費税を申し受けます。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第３者が識別できる」ことと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1000 円	1500 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	300 円	500 円

検査者腕章

検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	100 円	150 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		

■ 教育資料

当協会で実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル　特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
検査機器　＊改訂	TQ-ZC-01-E	600 円	900 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2200 円	3300 円
油圧装置	TQ-KH-01-D	1100 円	1700 円
上部旋回体　下部走行体	TQ-KB-01-D	1700 円	2600 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-C	800 円	1200 円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1200 円	1800 円
不整地運搬車　＊改訂	TQ-GR-01-E	800 円	1200 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3000 円	4800 円
〃　（基礎工事用）　＊改訂	TQ-FC-01-E	2800 円	4200 円
〃　（締固め用）	TQ-RC-01-D	1100 円	1600 円
〃　（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1000 円	1600 円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1200 円	1800 円
特定自主検査と補修　＊改訂	TC-ZC-01-F	500 円	800 円

・能力向上教育テキスト　機種別に最新の技術等を紹介しています。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3200 円	4800 円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3300 円	5000 円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1500 円	2300 円
基礎工事用機械　＊改訂	TL-FC-01-D	1800 円	2700 円
不整地運搬車　＊改訂	TL-GR-01-B	600 円	900 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1300 円	1900 円
高所作業車	TL-HL-01-C	1600 円	2500 円

・その他

品　名	品　番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TO-LC-02-B	1400 円	1400 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1600 円	2400 円
業務点検コーステキスト　＊改訂	TT-YC-01-C	1000 円	1500 円

表記の価格は全て税別です。別途消費税を申し受けます。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(H31.4 発行)

注記）本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1500 円	2300 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

（H31.4 改訂 K 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	500 円	800 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

（H28.3 改訂 J 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2100 円	3200 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関するＱ＆Ａ

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

（H26.10 改訂 A 版発行）

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関するＱ＆Ａ	BC-YC-01-A	400 円	700 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品　名	品　番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書（フォーク）	BP-LC-01	50 円	100 円
経歴書ビニルケース（フォーク用）	BP-LC-02	150 円	300 円
特定自主検査実施経歴書（建機用）	BP-OH-01	50 円	100 円
特定自主検査実施経歴書（解体機用）	BP-OH-02	50 円	100 円

フォーク用

建機用

解体機用

表記の価格は全て税別です。別途消費税を申し受けます。

お問い合わせ先

LF-YC-01-19　平成３１年４月

受賞のお知らせ

令和元年度　「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、下記２名の方が、令和元年度「厚生労働大臣 功績賞」を受賞されました。
ここに、受賞のお祝いを申し上げると共に、会員の皆様にお知らせいたします。

□　村田　宏明 氏（栃木県支部 元支部長）

栃木県元支部長
村田 宏明 氏

村田元支部長［北関東ニチユ㈱代表取締役社長］は、昭和59年に栃木県支部理事に選任され、副支部長を経て平成18年３月から平成25年５月まで支部長に就任されました。その間特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、検査者資格取得研修、安全教育の実施、巡回指導員によるパトロールの計画的な実施などを重点とした支部事業に取り組み、特定自主検査の適正かつ円滑な推進に資してきたことが、県内における建設荷役車両の安全不備による労働災害の防止に多大な貢献をしたと評価されました。

□　永野　正彦 氏（愛媛県支部 支部長）

愛媛県支部長
永野 正彦 氏

永野支部長［四国建設機械販売㈱代表取締役会長］は、平成17年4月に支部長に就任され、現在に至るまで特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、特定自主検査員資格取得研修の実施、能力向上教育や安全教育や各種実務研修の実施、さらには巡回指導員によるパトロールの実施などの支部事業に積極的に取り組まれました。これらの活動が、県内における建設荷役車両の安全欠如による労働災害の防止に多大な貢献したと評価されました。

令和元年度　中央労働災害防止協会「緑十字賞」を受賞！

10月23日に京都で開催された『第78回 全国産業安全衛生大会』（主催：中央労働災害防止協会）において、信清 忠彦高知県支部事務局長が、令和元年度「緑十字賞」を受賞されました。
ここに、受賞のお祝いを申し上げるとともに、会員の皆様にお知らせ致します。

□　信清　忠彦 氏（高知県支部 事務局長）

高知県事務局長
信清 忠彦 氏

信清事務局長は、平成19年４月に高知県支部事務局長に就任され、現在に至るまで、特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、特定自主検査員資格取得研修の実施、安全教育の実施、巡回指導員によるパトロールの実施などを重点とした支部事業に積極的に取り組まれました。これらの活動を通して、県内における建設荷役車両に係る労働災害の防止に多大な貢献をしたと高く評価されました。

特定自主検査者資格取得者名簿

（令和元年８月１日～令和元年９月30日）

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

秋吉崇司
海士部昌造
石川貢造
市川智章
伊藤貴範
伊藤善治
伊藤竜一
上田和成
宇都宮　真
江森大紀
大坂　章
大沢昌弘
大野高弘
岡野良司
勝倉孝治
金田浩熙
清川洋平
草譯悠樹
河本優祐
越野義晴
小森貴広
今野真悟
佐藤宏樹
芝﨑英男
菅森健治郎
須藤健太
染屋久男
髙木信一
高草木　卓
髙野孝一
田中　豪
玉山　洋
田村裕也
富山正一
中村大祐
長井正雄
根岸俊浩
野村正史
伴　信佳
百村　剛
深瀧　明
本間浩二
増澤慎吾
鱒村寛明
松下雅樹
森野　顕
柳澤孝之
山口博文
渡邊純二

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

青野　純
阿久澤幹男
安藤　崇
井上哲男
上原隆生
大津博則
大藪茂雄
木部弘道
熊本圭祐
栗俣和夫
小林　勉
櫻井研司
杉本竜哉
髙橋　力
中島　崇
長谷川一如
原　幸治
原　拓馬
平野満雄
三浦賢治
三輪周治
山口　渡
渡辺一幸

■基礎工事用機械

及川　崇
木村皇司
西邨賢彦
馬場隆志
平山哲也

■締固め用機械

石岡文章
伊東光仁
岩本紀昭
内田満昭
大森大五
川名央訓
黒田奉臣
小泉佑太
御所豊二
田島麻美
田中正博
生井秀樹
野口雅文
山村憲司
吉田晃一

■コンクリート打設用機械

井手直介
尾田川輝彦
吉良正則
佐川弘樹

■高所作業車

出井慎吾
伊藤信幸
太田広宣
柏木健太
川名武憲
木部弘道
久村俊夫
黒川陽介
髙橋昌樹
冨光吏
冨田健志
野中聡
藤永貴志
渡邊修也

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

會田理基
浅岡重光
浅野昌広
東良且
新子智也
穴山真吾
新井克弥
荒井裕一
新垣直也
池田功史
池見翔
石川智浩
石倉大樹
石毛優吾
石塚愛典
石橋直樹
伊藤数馬
伊藤直樹
伊藤誠
犬田裕介
猪俣拓未
今井翔
今井絢也
上田航大
上田敏治
上野雅之
宇田川省二
打越博光
内芝佳奈美
内田和寿
宇野謙吾
漆坂剛
遠藤誠
遠藤良太
生沼和樹
大木翔
大久保和希
大久保駿
大久保円香
大澤文人
太田雄
大西貴丈
大西涼太
大室康平
岡崎祐斗
岡田拓馬
岡本哲夫
奥村卓也
小椋光将
桶川涼
尾崎豊
小田晃
小野洋行
小野寺亮彦
葛西澪
梶原涼
片岡浩
勝間一成
加藤崇也
加藤芳明
金井和利
金田卓也
金田実
上島淳一
上ノ谷俊志
上村貴広
神元大地
川畑友作
菊地哲也
木具健太
岸憲治
岸根昌哉
北川勇哉
北島貴弘
木野村暁
木村栄一
久慈航希
久保昌広
久保田明
栗林孝
鍬取英治
郡拓哉
國分稔
越野佳佑
小林鉄也
小林滉
小林祐嗣
近藤智史
後藤俊輔
後藤威彦
齋藤伸輝
堺奈央
坂口智明
坂原克輝
坂本亮
笹川友輔
佐々木啓之
佐々木正明
佐藤大介
佐藤誠
佐野毅
佐野大希
澤平佳明
椎名健
篠江秀斗
篠崎貴央
島田敦史
清水翔生
清水浩司
清水洋明
白石純
杉山太一
鈴木真司
鈴木辰巳
鈴木正和
鈴木将斗
関拓人
関紘史
平良翔太
平良朝昭
髙橋開
高橋公孝
高橋大樹
高橋優太
瀧沢和士
竹川大地
竹島雄三
田中孝心
田中秀典
田中優人
田中安広
垂石雄太
丹内久和
長南隼人
千葉秀悦
土屋海翔
坪山智哉
寺島敦也
寺輪大介
出沼慶蔵
富川優
中橋啓二
長永淳
長山直裕
西村和寛
西村則幸
仁平満
萩谷健悟
長谷川和巳
原修二
原田弘
兵吾洵璃
東知宏
東奈生
平間徹
広田弘一
福澤享
福田光一
福田佳己
藤井裕之
藤田翔
藤原貴輝
古山大輔
福村隼平
保坂元気
細川拓海
細川博史
細田和希
牧瀬一郎
幕内直輝
増田洋佑
町田宙
松尾勝也
松尾貴史
松村重興
松本邦洋
水井力男
水谷柊斗
宮雅人
宮下智春
宮田大輔
三好康之
三輪拓磨
村井功一
村上雅彦
村山陽介

森　優	安田航平	山下知宏	山本太一郎	吉田拓広	渡邊明斗
森　義普	山内賢太	山城大輝	柚木翔太	吉田幸彦	渡辺和夫
森川翔希	山口晃弘	山田智樹	與儀健一	吉本和也	渡辺貞男
森谷浩大	山崎裕一	山田智裕	横江和樹	米澤勇真	渡辺　典
守谷収吾	山下啓三郎	山本郁実	吉澤一基	若松卓美	

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

會田剛史	江尻道雄	栗林直人	次田大輔	長谷川裕司	松本真吾
稲田智宏	大貫寛継	河野貴仁	寺口暢篤	速水浩昭	三浦彰也
井本惠亮	加瀬充史	佐々木郁斗	寺口裕康	廣江智江	村上輝実
岩間大輔	川端裕太	佐々木宏太	豊島一輝	藤田　晃	安井雅博
岩村英之	川村安寛	佐藤　樹	中島拓哉	古田政輝	山田勝大
上田一勝	菊地純一	柴原康孝	新妻良彰	前原慶伍	山本　剛
梅本克洋	久慈航希	曽我充利	橋本隆一	松前直樹	鷲尾行一
江後政男	工藤海輝				

■基礎工事用機械

妹尾洋人	長澤雅美	沼澤　豊			

■締固め用機械

斉藤陽介	堂崎幸一	宮崎　裕			

■コンクリート打設用機械

小松克也	立松　翔	山下　治			

■高所作業車

青木吉孝	川口　翔	佐藤　駿	常松幸生	長谷川和巳	宮澤昌旭
石森貴大	河瀬喜一	佐藤祐樹	鶴原正和	濵中高雄	宮下智春
泉田　亮	川野克也	篠原　誠	寺野和也	福島陽太郎	宮田祐次
伊藤正博	川畑友作	島内直人	徳山篤至	藤城宏典	村上俊司
稲垣雄斗	京増浩人	島田英知	中島純一	藤田泰誠	村田　健
内川秀信	岸原匡志	清水翔太	中西哲也	藤田裕一	村田卓弥
江口友崇	北村謙昌	新川正信	中野勇次	藤原由也	八島　洋
江崎義隆	木村栄一	麝嶋裕介	中村悠二	富土哲吉	柳澤　仁
遠藤　優	熊田友春	住吉貴史	中村芳信	松内天慶	山川裕之
大野祐嗣	栗原浩二	高尾弘之	長嶋直彦	松澤直樹	山崎哲也
岡村行信	黒田真矢	高梨和則	二瓶　誠	丸山直人	山下裕二
奥仲健二	桑田哲志	高橋優太	野嵜哲弘	三井田勝毅	山臺誠二
桶川　涼	小杉拓也	武山亮介	野田慎也	宮川昌博	山根義輝
小野貴士	児玉順也	谷口涼平	野田達郎	三宅陽一朗	山野祐司
鍛治屋　真	坂本佳紀				

支　部　一　覧

令和元年10月１日現在

支部名	〒	所　　在　　地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目　NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青　森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩　手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9　岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮　城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9　五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋　田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14　秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山　形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3　山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福　島	960-8035	福島県福島市本町5-8　福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨　城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃　木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28　卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群　馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3　勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼　玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1　カタヤマビル5階Ａ	048(835)3050	048(835)3055
千　葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3　千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東　京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10　山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87　横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新　潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16　新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富　山	930-0094	富山県富山市安住町3-14　富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石　川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20　コマツ石川㈱レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福　井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25　広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山　梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602　ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長　野	380-0872	長野県長野市妻科426-1　長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐　阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静　岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛　知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13　大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三　重	514-0009	三重県津市羽所町601　アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋　賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33　SKビル2階Ｃ	077(521)5260	077(521)5352
京　都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78　京都経済センター 4階	075(351)0250	075(351)0251
大　阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31　OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵　庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8　神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈　良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163−1　新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23　和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥　取	682-0892	倉吉市東巌城町12　中部建設会館１F	0858(22)1400	0858(23)4667
島　根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡　山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6　第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広　島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24　山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山　口	753-0083	山口県山口市後河原25　愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳　島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14　船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香　川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5　池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛　媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1　山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高　知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福　岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14　正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐　賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長　崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊　本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32　蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大　分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20　大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮　崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12　宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12　オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖　縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3　南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

（注）アンダーラインは変更部分

編　集　後　記

今年も残すところあと２ヶ月、2019年は元号が「平成」から「令和」に改元となり、時代の大きな節目を迎えました。また、日本開催される東京オリンピックを翌年に控え、明るいニュースが多くあったように感じた１年でありました。

一方で、規模感は違えど、毎年のように地震、台風、豪雨などの自然災害がおこっている日本。その復旧現場の多くで使用される建設荷役車両、その車両の安全性能の保持向上を図るための特定自主検査、当協会が担う役割は大きく、会員各社の皆様を通じた普及・促進の活動が、現場における災害防止に繋がるよう、今後も取り組んで参ります。

毎年11月を特定自主検査強調月間として、今年も「安心と　心のゆとり　特自検」をスローガンに掲げ、全国一斉に各種活動を展開中です。また、読者の皆様から、より多くのご意見やご要望をいただくことで、会員各社様にご活用いただける機関誌を目指して参りますので、ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

ご意見・ご要望等は　E-mail：koho@sacl.or.jp　までお願いします。

［広報委員：東　裕介　記］

委員長
山本　泰徳［池田内燃機工業㈱］
副委員長
佐藤　裕治［住友建機㈱］
委　員
津川　　元［コベルコ建機㈱］
東　　裕介［コマツ］
森田康太郎［キャタピラー］
新谷　勝幸［日立建機㈱］
大津　義寛［コマツ］
加藤　彰秀［㈱豊田自動織機］
在田　浩徳［清水建設㈱］
平山　哲也［大成建設㈱］
兼八　　淳［日本通運㈱］
室町　正博［日通商事㈱］
小澤　真一［事務局：常務理事］
水島　敏文［事務局：広 報 部］
遊部　浩司［　　同　　］
吉田　　岳［　　同　　］
（2019年10月１日現在）

「建設荷役車両」　VOL. 41　第244号
2019年10月25日　印刷
2019年11月１日　発行
発行所　公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1（ニュー九段ビル9F）
TEL：03（3221）3661　/　FAX：03（3221）3665
URL　http://www.sacl.or.jp/
編　集　広報委員会
発行人　小澤　真一
印刷所　株式会社東伸企画

ユーザー名（U）　　パスワード（P）

「建設荷役車両」年間総目次

平成 31 年 1 月号(第 239 号)

～

令和元年 11 月号(第 244 号)

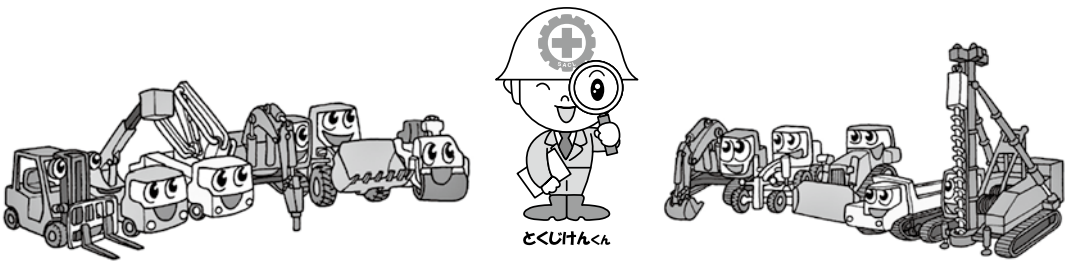

平成 31 年 1 月号（第 239 号）

巻頭言
新年を迎えて……酒井　信介　8(8)
年頭所感……奥村　伸人　9(9)
年頭所感……玉井　優子　11(11)

広報
平成29年における車両系荷役運搬機械等による死亡災害の発生状況……13(13)
事故の型別にみた車両系荷役運搬機械等による死亡災害事例……15(15)
平成29年における車両系建設機械等による死亡災害の発生状況……19(19)
事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例……21(21)

技術解説
Zフォーク　シリーズについて……佐藤　真　26(26)

そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」
ワークライフバランスの充実が生産性の向上に！……中辻めぐみ　31(31)

随想
チェンナイ赴任生活の思い出……林　憲彦　44(44)

企業取材シリーズ
株式会社アクティオ　三重いなべテクノパーク統括工場を訪ねて……加藤　彰秀　47(47)
グラビア ―三重いなべテクノパーク統括工場……53(53)

安全・技術講座
我が社のセールスポイント……59(59)
兵庫県支部　トヨタ L＆F 兵庫株式会社

コーヒーブレイク
第113話　あをによし平城京……寺岡　晟　64(64)

イラスト災害事例……69(69)

製品紹介……73(73)
次世代油圧ショベル320シリーズ２機種/12tクラスハイブリッド油圧ショベルZH120－6

経済情報－１
人手不足下、外国人就業を増加させる取り組み整備を……みずほ総合研究所提供　75(75)

経済情報－２
消費増税対策の効果と課題……みずほ総合研究所提供　77(77)

お知らせ
建荷協の動き……79(79)
平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表……80(80)
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料……88(88)
協会発行図書等のご案内……89(89)
特定自主検査者資格取得者名簿
（平成30年10月１日～平成30年11月30日）……93(93)
支部一覧……97(97)
編集後記……98(98)

★2019年版年間ポスターの紹介……巻頭

平成 31 年 3 月号（第 240 号）

巻頭言
５S……松田　全弘　4(102)

広報
平成30年度全国支部長会議……5(103)

技術解説
カウンター式バッテリーフォークリフトの紹介……村上　智　10(108)

そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」
今までの取組を社内外に発信！……中辻めぐみ　14(112)

随想
求人……小林　幸雄　25(123)

イラスト災害事例……27(125)

コーヒーブレイク
第114話　バガンゆらゆら天空散歩……寺岡　晟　31(129)

製品紹介……36(134)
ホイールローダー「WA80－８」/アスファルトフィニッシャー「HB2345C－５D」

経済情報－１
2019年の通商問題、日本にとって試金石だ……みずほ総合研究所提供　38(136)

経済情報－２
緊急リポート：高齢化と地域金融エコシステム……みずほ総合研究所提供　40(138)

Topics
リーチフォークタイヤの交換作業時の危険撲滅……44(142)

お知らせ
建荷協の動き……42(140)
2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…51(149)
協会発行図書等のご案内……59(157)
各種研修の受講料……63(161)
特定自主検査者資格取得者名簿
（平成30年12月１日～平成31年１月31日）……64(162)
支部一覧……67(165)
編集後記……68(166)

令和元年５月号（第241号）

巻頭言
今日できることは、いつやりますか？
……山田　功　4(170)

広報
全国安全週間に当たって−2019年度全国安全週間実施要綱−
……6(172)
平成30年度特定自主検査強調月間実施報告……11(177)
特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）……15(181)
検査･整備等の「技術･技能の能力向上活動に対する表彰制度」のご案内……31(197)

技術解説
ピストン式コンクリートポンプ車PY165－39について
……三ツ井　実　33(199)

そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」
社員が活き活きと働き続けるために
……中辻めぐみ　40(206)

イラスト災害事例……51(217)

随想
海外での経験と学んだこと……野沢　昭二　55(221)

安全・技術講座
我が社のセールスポイント……58(224)
千葉県支部　トヨタ L＆F 千葉株式会社

コーヒーブレイク
第115話　777段ポッパ山、古希登り切る(-_-;)
……寺岡　晟　62(228)

製品紹介……68(234)
８tクラスの次世代油圧ショベル ２機種/バッテリーフォークリフト「FE15/FE18－１」

経済情報－１
プレミアムフライデー ２年、目指すべきは「週休2.5日制」だ
……みずほ総合研究所提供　70(236)

経済情報－２
「令和」がもたらす「春の訪れ」、平成「雪の時代」から転換
……みずほ総合研究所提供　72(238)

経済情報－３
新紙幣登場、渋沢栄一の現代的意義はなにか
……みずほ総合研究所提供　74(240)

Topics
長崎県支部の巡回指導に同行して……78(244)

お知らせ
建荷協の動き……76(242)
2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…82(248)
各種研修の受講料……90(256)
協会発行図書等のご案内……91(257)
特定自主検査者資格取得者名簿
（平成31年２月１日～平成31年３月31日）……95(261)
支部一覧……98(264)
編集後記……99(265)

令和元年７月号（第242号）

巻頭言
平成の終わりに際してドイツの諺……洗　光範　4(270)

広報
平成30年（１月～12月）特定自主検査済標章等頒布状況
……5(271)
常設委員会活動報告……8(274)
「安全帯の規格」を改正した「墜落制止用器具の規格」について……17(283)

技術解説
インジェクターの再生……片岡　俊浩　26(292)

現場取材シリーズ
「南山東部土地区画造成工事」現場を訪ねて
……室町　正博　31(297)
グラビア ── 南山東部地区土地区画造成工事……39(305)

イラスト災害事例……45(311)

随想
平成から令和へ移り変わる中で……森田康太郎　49(315)

コーヒーブレイク
第116話　『追っかけ』ではないが……寺岡　晟　52(318)

経済情報－１
「令和」がもたらす新たな日本は世界を繋ぐソフトパワー
……みずほ総合研究所提供　56(322)

経済情報－２
「人生100年時代」は本当か、年金には依存できないか
……みずほ総合研究所提供　58(324)

お知らせ
建荷協の動き……60(326)
2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…62(328)
各種研修の受講料……70(336)
協会発行図書等のご案内……71(337)
平成30年度考案賞入賞作品一覧……75(341)
「考案賞」対象考案の募集について……85(351)
特定自主検査者資格取得者名簿
（平成31年４月１日～令和元年５月31日）……89(355)
支部一覧……92(358)
編集後記……93(359)

令和元年 9 月号（第 243 号）

巻頭言

安全は全てに優先させる事……池田　孝美　4(364)

広報

第 8 回定時総会報告……5(365)

全国労働衛生週間に当たって……49(409)

令和元年度建設荷役車両特定自主検査強調月間……59(419)

技術解説

緊急ブレーキ装置（後進用）搭載タイヤローラーの開発
……櫛田　成基　64(424)

随想

安全担当になって思うこと……猪又　勝美　70(430)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント……72(432)
福井県支部　トヨタ L＆F 福井株式会社

イラスト災害事例……77(437)

コーヒーブレイク

第117話　一人旅　事始め！……寺岡　晟　81(441)

製品紹介……84(444)

45t，50tクラスの次世代油圧ショベル 2 機種

経済情報

2019年みずほアジアビジネスアンケート、中国の代替地はどこ
……みずほ総合研究所提供　85(445)

お知らせ

建荷協の動き……87(447)

2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…88(448)

各種研修の受講料……96(456)

特定自主検査者資格取得者名簿
（令和元年 6 月 1 日～令和元年 7 月31日）……97(457)

支部一覧……100(460)

協会発行図書等のご案内……101(461)

編集後記……105(465)

令和元年 11 月号（第 244 号）

巻頭言

熱意をもって労働災害ゼロへ……鎌　田　豊　6(472)

広報

令和元年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中！……7(473)

特定自主検査 業務点検表［検査業者用］の解説……8(474)

特定自主検査 業務点検表［事業内用］の解説……20(486)

車両系荷役運搬機械の労働災害による
死亡災害の推移と平成30年における発生状況……28(494)

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例……30(496)

車両系建設機械等の労働災害による
死亡災害の推移と平成30年における発生状況……33(499)

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例……35(501)

技術解説

タイヤローラ ZC220P-6の紹介……鈴木　正和　40(506)

イラスト災害事例……47(513)

そこが知りたい！「実践　働き方改革　労務管理講座」

連載を振り返って……中辻めぐみ　51(517)

随想

南アフリカ共和国について……細川　博史　54(520)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント……56(522)
新潟県支部 ロジスネクストユニキャリア株式会社 東北支社 新潟支店

コーヒーブレイク

第118話　猛暑にはコレとコレだ！……寺岡　晟　61(364)

製品紹介……65(531)

ホイールローダー「WA900-8R」

Topics

平成30年度　考案賞受賞企業を訪ねて……66(532)
第 1 回 金賞受賞「ブレーキドラム脱着治具」 大阪府支部 トヨタ L＆F 近畿株式会社

お知らせ

建荷協の動き……68(534)

2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……70(536)

各種研修の受講料……78(544)

協会発行図書等のご案内……79(545)

受賞のお知らせ……83(549)

特定自主検査者資格取得者名簿
（令和元年 8 月 1 日～令和元年 9 月30日）……84(550)

支部一覧……87(553)

編集後記……88(554)

「建設荷役車両」年間総目次……89(555)

建荷協からのお知らせ

■ 建荷協が実施する『巡回指導』制度のご紹介！

11 月 1 日より、特定自主検査強調月間が始まります。皆様の事業所でも、強調月間の行事のひとつとして受診はいかがでしょうか。

特定自主検査を行う、事業所のみなさま、検査業者のみなさまへ

特定自主検査のことでお悩みのことは
ありませんか？建荷協（けんにきょう）がアドバイスします。

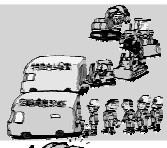

巡回指導のご案内

みなさまが行う特定自主検査（以下「特自検（とくじけん）」と言う）は労働者が安全に建設荷役車両を使用するための大切な制度です。

この特自検を行ううえで

「記録表の記入を先輩から聞いただけで良く判らない。合っている？」
「担当の引継ぎが上手くできていない、このままでは不安だ・・・・」
「この仕事を始めて間もない。ちゃんと出来ているのだろうか？？？」
「行政監査が心配・・・」等々、

お悩み、お困りのことはありませんか？

お気軽に建荷協にご相談ください！！

建荷協では巡回指導の制度があり、巡回指導員が御社にお伺いし、無償で特自検業務について点検を実施し、改善すべきポイントや特自検に関する最新情報等をアドバイスさせていただきます。

巡回指導員とは・・・特自検の普及・検査技術の向上を図るため、建荷協が任命した特自検業務に精通した方です。全国で５００名を超える指導員が活躍しています。（巡回指導員は守秘義務を遵守します。）

検査業務の担当が変わった
近日中に行政監査を受ける予定
検査業者の業務を始めて間もない
］こういった方に特におすすめをします。

巡回指導のお申込みは

最寄りの 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（建荷協（けんにきょう））（SACL） へお願いします。

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

http://www.sacl.or.jp/

（最寄りの建荷協支部の連絡先は、本機関誌の「支部一覧」をご覧ください）

建荷協からのお知らせ

あなたは特定自主検査記録表を正しく書いていますか？？

実務研修　記録表作成コース

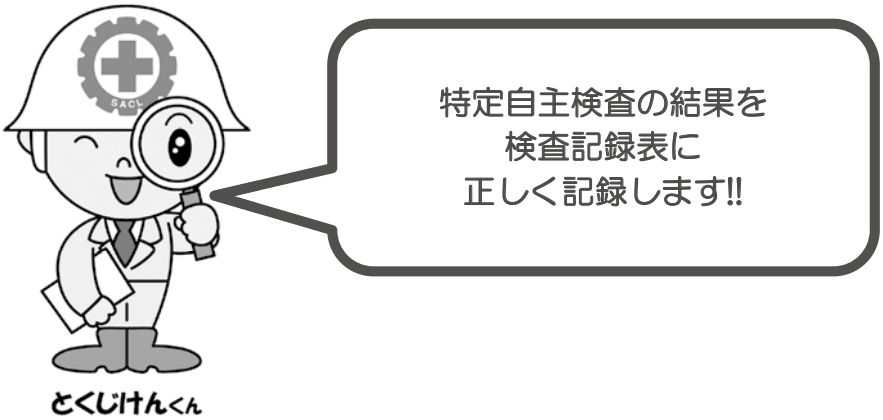

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※　特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第 45 条で定められています。

この検査結果は、特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

■　関係法令　：　労働安全衛生法　　第 45 条　第 1 項
　　労働安全衛生規則　第 151 条の 23，第 169 条，第194条の25

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES
建荷協本部　〒101-0051　東京都千代田区神田神保町3-7-1　ニュー九段ビル9F
TEL:03-3221-3661 / FAX:03-3221-3665
WWW.sacl.or.jp

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。
これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B(Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：5,100部

掲載場所	頁／色	掲載料金
表紙２	１頁／１Ｃ	42,000円
表紙３	１頁／１Ｃ	36,000円
表紙４	１頁／２Ｃ	54,000円
前　付	１頁／１Ｃ	34,000円
後　付	１頁／１Ｃ	30,000円

- 広告原稿締切日：発行前月の７日
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアーブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先　広報部：03-3221-3661

社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES
会 長　酒 井 信 介
〒101-0051　東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F
TEL：03-3221-3661　FAX：03-3221-3665　ＵＲＬ http://www.sacl.or.jp/

特定自主検査業者の必需品！

内容明細

特定自主検査用計測器

- ノズルテスター
- コンプレッションテスター
- デジタル回転計
- サーキットテスター
- バッテリークーラントテスター
- カラーチェック
- 足廻り測定セット
- シックネスゲージ
- ノギス
- 油圧測定工具（40MPa）

＊ Aセットでは非接触型の回転計となります。
　Bセットではデジタル回転計はディーゼル専用（燃料高圧管検知）となります。
＊ フォークリフト用チェーンゲージ、ガソリン車専用回転計も別途承ります。

本件の問い合わせ、ご注文は相模原事業所整備油機課までお願いいたします。
TEL　042(751)3809　FAX　042(756)4389

新商品のご案内

ポータブル流量計（ポータブル油圧テスタ）（英国　WEBTEC社製）

オイルコンポーネントの保守管理

- 建設機械の油圧システムの流量･圧力･温度を簡単に計測できます。
- ポータブルなので、フィールドサービスでの故障診断･保守点検に威力を発揮します。
- 双方向の計測が可能ですので、計測時間が短縮できます。
- 計測能力
  モデル DHT401：10-400 リッター／分　圧力：最大 40MPa
  モデル DHT801：20-800 リッター／分　圧力：最大 48MPa
- 接続口金、ホースも別途ご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 詳細は弊社ホームページでご確認ください。

作動油汚染度測定器 オイルコンタミチェッカー（英国MP FILTRI社製）

オイル管理はコンタミ管理から

- 測定油にレーザー光を照射、その透過率から固体汚染物の粒子の大きさと数を測定します。
- 測定結果は「NAS等級」、「ISO4406コードNo」のどちらにも対応、同時にプリントもできます。
- 油圧ラインに直接接続、本体が稼動したままで測定するライン計測と、採取油のサンプリング測定の2通りの測定方法。（別途サンプリングキットを使用）
- 測定結果は本体にメモリー、パソコンへの転送も可能です。
- ディーゼル燃料の汚染度も測定可能です。

オイルコンタミチェッカー　LPA-2

New インラインコンタミネーションモニター（英国MP FILTRI社製）

装置組込みタイプ

- 油圧装置への組込みで、オイルの清浄度を常時監視できます。
- USBメモリスティックでデータを簡単にダウンロードできます。（オプション）
- 専用ソフトウェアが付属、お手持ちのPCで容易にデータの取りまとめができます。
- 計測結果は内部メモリに自動保存できます。
- データの通信はシリアル通信･アナログ通信共に対応しています。
- ICMモニター上で汚染度の等級（ISO4406/NAS1638）、粒子分布が確認できます。
- 水分計測（%RH）、温度計測ができます。

その他、豊富な整備経験により生まれた油圧テスター・特殊工具の製造販売および
各種専用機械・工具等の輸入販売を致しております。

マルマテクニカ株式会社

■本社・相模原事業所 SE営業課
〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1
TEL 042(751)3024　FAX 042(751)9065
E-mail:overseas@maruma.co.jp

■東京工場
〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22
TEL 03(3429)2141　FAX 03(3420)3336

■名古屋事業所
〒485-0037 愛知県小牧市小針2-18
TEL 0568(77)3311　FAX 0568(77)3719

URL　http://www.maruma.co.jp

MARUMA

あらゆる建設機械／シールドマシン・・・

油圧機器の整備・再生

各種トランスミッション整備ご相談に応じます。

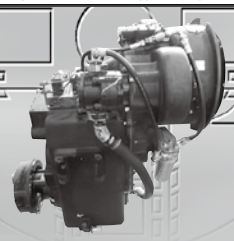

建設機械用ZFトランスミッション

点検・整備は、日本ではマルマのみが対応

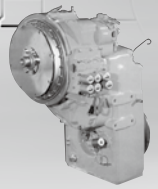

建設機械のあらゆる油圧機器

斜板式ダブルポンプ

斜板式ピストンポンプ

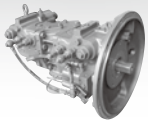

斜軸式ピストンモータ

シールドマシン用油圧機器

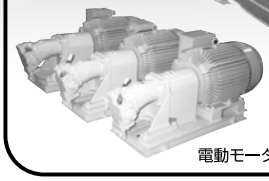

シールド用ジャッキ

電動モータ付ピストンポンプ

建機と共に半世紀以上。確かな「信頼」をお届けします！

整備・再生された各Ass'yは、自社独自開発の多機能油圧機器試験機により性能を確認。各テストのデータはデータベースとして保存され、出荷後、マッチング調整や、搬送されてきた同等品の確認テストに活用します。この万全を期した体制がマルマの高い信頼性の由縁です。

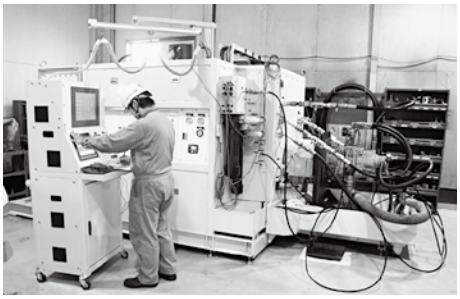

MH-R220は従来の油圧ドライブ型油圧機器試験機に比べ、インバータ制御電動モーター駆動、及びエネルギー回生回路の採用により大幅な消費電力量の削減を実現しました。大型油圧ポンプの試験も可能です。

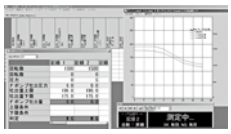

マルマテクニカ株式会社

本社・相模原事業所　営業部 整備油機課
〒252-0331　神奈川県相模原市南区大野台6丁目2番1号
TEL042（751）3809　FAX042（756）4389
E-mail:yuki@maruma.co.jp

東京工場　〒156-0054　東京都世田谷区桜丘1-2-22
E-mail:tokyo@maruma.co.jp
TEL03（3429）2141　FAX03（3420）3336

名古屋事業所　〒485-0037　愛知県小牧市小針2-18
E-mail:n-service@maruma.co.jp
TEL0568（77）3311　FAX0568（77）3719

ホームページにおいても油圧機器整備公開中　**URL http://www.maruma.co.jp/**

エスアールエス HP：http://www.srscorp.co.jp/

エスアールエス　相模原教習センターは、
AKTIO グループ「エスアールエス株式会社」の神奈川労働局長登録教習機関です。

受講者募集中

はたらく車の教習所！！

建設機械や製造、物流など
様々な現場で必要な資格を
取得してスキルアップ。
資格取得でより安全な作業を実現！

※当センターでは免許の取り扱いはありません。

技能講習

●フォークリフト運転技能講習　●玉掛け技能講習　●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習　●車両系建設機械（解体用）技能講習　●小型移動式クレーン運転技能講習　●高所作業車運転技能講習　●ガス溶接技能講習

➡　その他、「特別教育」「安全衛生教育」も実施しております。

教習コースの一部は、会社や現場への出張講習も行っています！

お申込み・詳細はウェブサイトから！　講習の空き状況を確認、予約もできます。

相模原教習センター　**検索**

教習センター HP
https://www.srs-kyoshucenter.com/

スマホはコチラから！

神奈川労働局長登録教習機関
SRS Corp.
エスアールエス株式会社　相模原教習センター
〒252-0244　神奈川県相模原市中央区田名 3495-2　TEL：042-760-6250　FAX：042-760-6251

ちょっと待って

まだ使えます、そのエンジン！

あきらめる前に是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

090-3763-1149 イイフォーク

KRW EX IN

HOT LINE

（担当直通：中川）

E-mail：info@web-krw.com

★シリンダーブロック足出し補修再生★

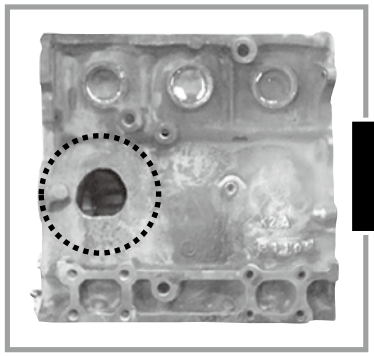

補修前

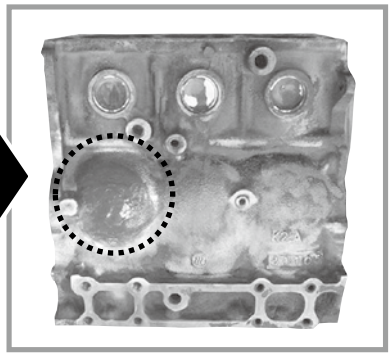

補修後

皆さんがお困りの事解決いたします！

リビルト品の活用は

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

不況脱出の切り札！

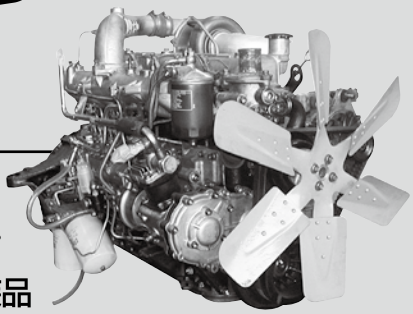

業務内容

●リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
●リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
●リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
●非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで

新たな気持ちで50周年に向けスタートします。

41th Anniversary

製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334　FAX.076-272-3332

詳細はホームページで URL:http//www.web-krw.com　E-mail：info@web-krw.com

KRW ボッシュサービスステーション
株式会社 北日本リビルトワークス　〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。（脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしておりません。）

解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

セインのフラットフェースカップリングに耐久性を極めた超高耐久TLXシリーズが加わりました。

解体作業を効率よくクリーンに！

撮影協力　宮田土建解体株式会社 様
(茨城県結城市)

超高耐久

・ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

分離時液ダレ無し

・分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

被圧下分離・接続が可能

・油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

ロ TLXシリーズ主な特徴

高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa/最低破壊圧力168MPa　※接続時

ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。
- 接続状態の確認が目視で可能です。

シール交換可能

- 最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材(Oリング)が作動油　流路に露出せず、急激な流速変化　(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。

フラットフェースデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 大きなピッチと丸みを帯びたねじ形状により清掃が容易に行えます。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。

◀ TLXの動画、製品詳細はこちら。ぜひご覧下さい。

セインジャパン株式会社　〒302-0106　茨城県守谷市緑1-2-1
TEL: 0297-21-1971　FAX: 0297-48-9937　sales@cejn.co.jp
www.cejn.co.jp